

を核數たり

二〇 すなはちイスラエルの長子ルベンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるに其名の數に依りその頭數によれば 二一 ルベンの支派の中にその核數られし者四萬六千五百人ありき

二三 またシメオンの子等より生れたる者等をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依りその頭數に依れば 二三 シメオンの支派の中にその核數られし者五萬九千三百人ありき

二四 またガドの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争に出るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 二五 ガドの支派の中にその核數られし者四萬五千六百五十人ありき

二六 ユダの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 二七 ユダの支派の中にその核數られし者七萬四千六百人ありき

二八 イツサカルの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争に出るに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 二九 イツサカルの支派の中にその核數られし者五萬四千四百人ありき

三〇 ゼブルンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれば 三一 ゼブルンの支派の中に其核數られし者五萬七千四百人ありき

りき

三三 ヨセフの子等の中エフライムの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依ば 三三 エフライムの支派の中にその核數られし者四萬五百人ありき

三四 又マナセの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依ば 三五 マナセの支派の中にその核數られし者三萬二千二百人ありき

三六 ベニヤミンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 三七 ベニヤミンの支派の中にその數へられし者三萬五千四百人ありき

三八 ダンの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 三九 ダンの支派の中にその核數られし者六萬二千七百人ありき

四〇 アセルの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 四一 アセルの支派の中にその核數られし者四萬一千五百人ありき

四二 ナフタリの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 四三 ナフタリの支派の中にその數へられし者五萬三千四百人ありき

四三 ナフタリの子等より生れたる者をその宗族によりその父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば 四三 ナフタリの支派の中にその數へられし者五萬三千四百人ありき

ありき

イ民二六・六四 四、二六・五七 七、八、四・一五、二 千民三・一〇、三八、
 口出三八・二六、一二 代上六、二一・六 五、二六、二七、三三 一八・五 母前六、
 ・三七 民二・三三、二六、 へ民三・二二、二九、三 一九 三〇、四七 代上
 二六・五一 六二 又民一・五〇 二二・三三 二二・三三 代下
 八民二・三三、三、 ホ出三八・二一 民三、ト民一〇・一七、二一 九民三・七、八、八・二 一三・二一
 ル利一〇・六 民八、 四、二五、二六、一八 ワ民一・五二

四四 是すなはちその核數られし者にしてモーセとアロンとイスラエルの牧伯等の數ふる所是のごとしその牧伯

四五 等は十二人にして各々その父祖の家のために出たるなり 斯イスラエルの子孫をその父祖の家にしたがひて核

四六 べ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男丁をイスラエルの中に數へたるに 其核數られし者都合六十萬三千

四七 五百五十人ありき 但しレビの支派の人はその父祖にしたがひて核數らるゝこと無りき 即ちエホバ、モーセに告て言たま

四八 四九 ひけらく 惟レビの支派のみは汝これを核數べからずまたその總數をイスラエルの子孫とともに計ふべからざ

五〇 るなり なんぢレビ人をして律法の幕屋とその諸の器具と其に屬する諸の物を管理らしむべし彼等はその幕屋

五一 とその諸の器具を運搬ぶことを爲しまたこれが役事を爲し幕屋の四圍にその營を張べし 幕屋を移す時はレビ

五二 人これを折卸し幕屋を立るときはレビ人これを組たつべし外人のこれに近く者は殺さるべし イスラエルの子孫

五三 はその軍旅に循ひて各々自己の營にその天幕を張り各人その隊の籐の下に天幕を張べし 然どレビ人は律法の

幕屋の四圍に營を張べし是イスラエルの子孫の全會衆の上に震怒のおよぶことなからん爲なりレビ人は律法の幕

屋をあづかり守るべし 是においてイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとくに凡て爲し斯おこ

なへり

第二章

一 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫は各々その隊の籐の下に營を張

てその父祖の旗號の下に居るべくまた集會の幕屋の四圍において之にむかひて營を張べし 即ち

日の出る方東に於てはユダの營の露の下につく者その軍旅にしたがひて營を張りアミナダブの子ナシヨン、ユダの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は七萬四千六百人。その傍に營を張る者はイツサカルの支派なるべし而してツアルの子ネタニエル、イツサカルの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は五萬四千四百人。またゼブルンの支派これと偕にありてヘロンの子エリアブ、ゼブルンの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は五萬七千四百人。ユダの營の軍旅すなはち核數られし者は都合十八萬六千四百人。是等の者首先に進むべし。

一〇 また南の方に於てはルベンの營の露の下につく者その軍旅にしたがひて居リシデウルの子エリヅル、ルベンの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は四萬六千五百人。その傍に營を張る者はシメオンの支派なるべし而してツリシヤダイの子シルミエル、シメオンの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は五萬九千三百人。ガドの支派これに次ぎデウエルの子エリアサフ、ガドの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五千六百五十人。ルベンの營の軍旅すなはちその核數られし者は都合十五萬一千四百五十人。是等の者第二番に進むべし。

一七 その次に律法の幕屋レビ人の營とともに諸營の真中にありて進むべし。彼等はその營を張がごとくに各々その隊にしたがひその露にしたがひて進むべきなり。

一八 また西の方においてはエフライムの營の露の下につく者その軍旅にしたがひて居リアミホデの子エリシヤマ、エフライムの子孫の牧伯となるべし。その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五百人。マナセの支派

一九

一民一〇・一四 得四 三・三二、三三 二・四七、一〇・二〇
 二〇 代上二・一〇、一四 二民一〇・一八
 一〇 太一・四路 八民一・一四、七・四 一民一〇・一七、二一
 へ民一〇・二二 ち出三八・二六 民一 又民二四・二五、六 ワ利一〇・一民二六、
 一〇 太一・四路 八民一・一四、七・四 一民一〇・一七、二一 六二 代上二四・二

二 その傍にありてバダヅルの子ガマリエル、マナセの子孫の牧伯となるべし 二二
三 者は三萬二千二百人 二三 ベニヤミンの支派これに次ぎギデオニの子アビダン、ベニヤミンの子孫の牧伯となるべし
三三 其の軍旅すなはちその數へられし者は三萬五千四百人 二四 エフライムの營の軍旅すなはちその核數られし
二五 者は都合十萬八千一百人 是等の者第三番に進むべし

二六 また北の方に於てはダンの營の籐の下につく者その軍旅に循ひて居りアミシヤダイの子アヒエゼル、ダンの
二七 子孫の牧伯となるべし 二六 その軍旅すなはちその核數られし者は六萬二千七百人 二七 その傍に營を張る者はア

二八 セルの支派なるべし而してオクランの子バギエル、アセルの子孫の牧伯となるべし 二八 その軍旅すなはちその
二九 核數られし者は四萬一千五百人 二九 ナフタリの支派これに次ぎエナンの子アヒラ、ナフタリの子孫の牧伯となる

三〇 べし 三〇 その軍旅すなはちその核數られし者は五萬三千四百人 三一 ダンの營の核數られし者は都合十五萬七千六
三二 百人 是等の者その旗號にしたがひて最後に進むべし

三三 イスラエルの子孫のその父祖の家にしたがひて核數られし者は是のごとし諸營の軍旅すなはちその核數ら
三四 れし者は都合六十萬三千五百五十人なりき 三三 但しレビ人はイスラエルの子孫とともに計へらるゝこと無りきす

三五 なはちエホバのモーセに命じたまへる如し 三四 是においてイスラエルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまひし
三六 ごとくに行ひ各々その宗族に依りその父祖の家に依りその隊の籐にしたがひて營を張りまた進むことを爲せり

第三章

一 エホバ、シナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にはアロンとモーセの一族左のごとくにてあり
二 き アロンの子孫は是のごとし長子はナダブ次はアビウ、エレアザル、イタマル 是すなはち

四 アロンの子等の名なり彼等は皆膏そゝがれ祭司の職に任ぜられて祭司となれり 四 ナダブとアビウはシナイの野

にて異火をエホバの前に獻たる時にエホバの前に死に子なしエレアザルとイタマルはその父アロンの目の前にて祭司の職を爲り

五 エホバまたモーセに告て言たまはく **レビの支派を召よせ祭司アロンの前に侍りてこれに事へしめよ**

八七 彼らは集會の幕屋の前にありてアロンの職と全會衆の職に替り幕屋の役事をなすべきなり **すなはち彼等は**

九 集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子孫の職に替りて幕屋の役事をなすべし **汝レビ人をアロンとその**

一〇 子等に與ふべしイスラエルの子孫の中より彼等は全くアロンに與へられたる者なり **汝アロンとその子等を立**

二二 祭司の職を行はしむべし外人の近づく者は殺されん **視よ我イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはち**

二三 首出の代にレビ人をイスラエルの子孫の中より取り **首出はすべて吾が有なり我エジプトの國の中の首出を**

ことごとく撃ころせる時イスラエルの首出を人も畜もことごとく聖別て我に歸せしめたり是はわが有となるべし

我はエホバなり

一四 エホバ、シナイの野にてモーセに告ていひたまはく **汝レビの子孫をその父祖の家に依りその宗族にし**

一六 たがひて核數よ即ちその一箇月以上の男子を核數べし **是においてモーセ、エホバの言に循ひてその命ぜられ**

一七 しごとくに之を核數たり **レビの子等の名は左のごとしゲルシヨン、コハテ、メラリ、ゲルシヨンの子等の**

一九 名はその宗族によれば左の如しリブニ、シメイ、コハテの子等の名はその宗族に依ば左のごとしアムラム、

二〇 イヅハル、ヘブロン、ウジエル **メラリの子等の名はその宗族によればマヘリ、ムシなりレビ人の宗族はその**

イ民八・六、一八・二、ハ民八・九、一八・六、一、一六・四〇、ト出一三・二、利二七、チ出一三・二、一五、六二、
ロ民一・五〇、八・一、二民一八・七、へ民三・四一、八・一、二六、民八・一七、又創四六・二、一、出六、二三・六、
一、一五、二四、二六、ホ民三・三八、一・五、六、一八・六、路二・二三、リ民三・三九、二六、二六、長二六・五七、ル出六・一七、
代上六・一、一六、ナ出六・一八、ワ出六・一九

三九 スラエルの子孫の職守に代て聖所の職守を守るべし外人の近づく者は殺されん
 四〇 エホバまたモーセに言たまはく汝イスラエルの子孫の中の首出たる男子の一箇月以上なる者を盡く數へて
 四一 その名の數を計れ 我はエホバなり我ために汝レビ人を取りてイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へま
 四二 たレビ人の家畜を取てイスラエルの子孫の家畜の中なる諸の首出に代べし モーセすなはちエホバの己に命じ
 四三 たまへるごとくにイスラエルの子孫の中なる首出子を盡く數へたり その數へられし首出なる男子の一箇月以
 四四 上なる者はその名の數に依ば都合二萬二千二百七十三人なりき
 四五 汝レビ人を取てイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代

四六 へまたレビ人の家畜を取て彼等の家畜に代よレビ人はわが所有とならん我はエホバなり またイスラエルの
 四七 子孫の首出子はレビ人より多きこと二百七十三人なれば是等をば贖ふべき者となし その頭數に依て一人ごと
 四八 に五シケルを取べし即ち聖所のシケルに循ひて之を取べきなり一シケルは二十ゲラなり 汝その餘れる者の
 四九 贖の金をアロンとその子等に付すべし 是においてモーセ、レビ人をもて贖ひ餘せるところの者の贖の金を
 五〇 取即ちモーセ、イスラエルの子孫の首出子の中より聖所のシケルにしたがひて金千三百六十五シケルを取

五二 其の贖はるゝ者の金をエホバの言にしたがひてアロンとその子等に付せりエホバのモーセに命じたまひし
 五三 如し

第四章

一 エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく
 二 レビの子孫の中よりコハテの子孫の總數をその

- イ民一八・五
- 口民三・一〇
- ハ民二六・六二
- ニ民三・一五
- ホ民三・一二、四五
- ヘ民三・一二、四一
- ト民三・三九、四三
- チ出一三・一三
- 一八・一五
- リ利二七・六
- 民一八
- ニ七・二五
- 民一八
- ヲ民三・四八
- 二六・二五
- 結四五・二二
- 又出三〇・一三
- 利ル民三・四六、四七

ワ民八・二四 代上 ヨ民四・一九
 二三・三二・二四・二七 夕出二六・三一
 カ民四・一五 レ出二五・一〇・一六
 ヲ出二五・一三
 ツ出二五・二三・二九、 ナ出二五・三七・三八
 三〇利二四・六・八 ラ出三〇・一・三
 ム民七・九、一〇・二一 二、一五
 申三一・九 母後六 ウ母後六・六、七代上 ノ出二五・六 利二四
 ・一三 代上一五、 一三九、一〇 二
 井民三・三一
 井出二五・六 利二四
 才出三〇・三四
 ク出二九・四〇
 ヤ出三〇・二三

三 宗族に依りその父祖の家にしたがひて計べ 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働作を

四 なすことを得る者をことごとく數へよ コハテの子孫が集會の幕屋においてなすべき勤務は至聖物に關る者

五 にして是のごとし 即ち營を進むる時はアロンとその子等まづ往て障蔽の幕を取おろし之をもて律法の櫃を覆

六 ひ その上に權の皮の蓋をほどこしまたその上に總青の布を打かけその杠を差いるべし また供前のパンの

七 案の上には青き布を打かけその上に皿匙杓および酒を灌ぐ罌を置きまた常供のパンをその上にあらしめ 紅

八 の布をその上に打かけ權の皮の蓋をもてこれを覆ひ而してその杠を差いるべし また青き布を取て燈臺とその

九 蓋その燈鉗その剪燈盤および其に用ふる諸の油の器を覆ひ 權の皮の蓋の内に燈臺とその諸の器をいれてこ

一〇 れを棹にかくべし また金の壇の上に青き布を打かけ權の皮の蓋をもて之を蓋ひその杠を差いるべし また

一一 聖所の役事に用ふる役事の器をことごとく取青き布に裏み權の皮の蓋をもてこれを蓋ひて棹にかくべし また

一二 壇の灰を取さりて紫の布をその壇に打かけ その上に役事をなすに用ふる諸の器具すなはち火鼎肉叉火鏟鉢

一三 および壇の一切の器具をこれに載せ權の皮の蓋をその上に打かけ而してその杠を差とほすべし 營を進むるに

一四 あたりてアロンとその子等聖所と聖所の一切の器具を蓋ふことを畢りたらば即ちコハテの子孫いり來りてこれ

一五 を昇べし然ながら彼等は聖物に捫るべからず恐くは死ん集會の幕屋の中なる是等の物はコハテの子孫の擔ふべき

一六 者なり 祭司アロンの子エレアザルは燈火の油馨しき香 常供の素祭および灌膏を司どりまた幕屋の全體と

一七 その中なる一切の聖物および其處の諸の器具を司どるべし

一八 エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく 汝等コハテ人の宗族の者をしてレビ人の中より絶るゝに

一九 至らしむる勿れ 彼等が至聖物に近く時に生命を保ちて死ることなからん爲に汝等かく之に爲べし即ちアロン
 二〇 とその子等まづ入り彼等をして各箇その役事に就しめその擔ふべき物を取しむべし 彼等は入て須臾も聖物を
 觀るべからず恐らくは死ん

二二 エホバまたモーセに告て言たまはく 汝ゲルシヨンの子孫の總數をその父祖の家に依りその宗族に循ひ
 二二 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働作をなすことを得る者をことごとく數

二四 へよ ゲルシヨンの働く事と擔ふ物は是のごとし 即ち彼等は幕屋の幕と集會の天幕およびその頂蓋とそ
 二六 の上なる糶の皮の蓋ならびに集會の天幕の入口の幔を擔ひ 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭の門の入口の

二七 幔とその繩ならびにそれに用ふる諸の器具と其がために造る一切の物を擔ふべし斯働作べきなり ゲルシヨンの
 二八 の子孫の一切の役事すなはちその擔ふところと働くところはアロンとその子等の命に循ふべきなり汝等は彼等に

二九 その擔ふべき物を割交してこれを守らしむべし ゲルシヨンの子孫の宗族が集會の幕屋において爲べき働作は
 三〇 是のごとし彼等の守る所は祭司アロンの子イタマルこれを監督るべし

三〇 メラリの子孫もまた汝これをその宗族に依りその父祖の家に循ひて計べ 三十歳以上五十歳までにして
 三一 能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を盡く數へよ 彼等が集會の幕屋において爲べき

三二 一切の役事すなはちその擔ひ守るべき物は是のごとし幕屋の板その横木その柱その座 庭の四周の柱その座そ
 三三 の釘その繩およびこれがために用ふる一切の器具なり彼等が擔ひ守るべき器具は汝等その名を按べて之を數ふべ

三三 是すなはちメラリの子孫の族がなすべき役事にして彼等は祭司アロンの子イタマルの監督をうけて集會の

イ民四・四
 口出一九・二二 母前 八民四・三
 六・一九 水民四・三
 へ民三・三六・三七
 ト出二六・一五
 チ出三八・二一
 九民四・二九
 ヲ民四・三三・三三・三〇
 九民四・二二
 又民四・二二

幕屋まくやにおいて此このすべての役事はたらきを爲なすべきなり

三四 是こゝににおいてモーセとアロンおよび會衆くわいしゅうの牧伯等つかまたちコハテの子孫しそんをその宗族やからに依りその父祖ふその家にいへしたがひて

三五 しらべ 三十歳さいじやう以上五十歳さいまでにして能く軍團ぐんだんに入り集會しふくわいの幕屋まくやにおいて勤務つとめをなすことを得る者ものを盡く數へ

三六 たるに 三十歳さいじやう以上五十歳さいまでにして能く軍團ぐんだんに入り集會しふくわいの幕屋まくやにおいて勤務つとめをなすことを得る者ものを盡く數へ

三七 是すなはちコハテ人びとの族やからの數かゝへられし者ものにして皆集會みなしふくわいの幕屋まくやに於て役事はたらきをなすことを得る者ものなりモーセとアロン、エホバがモーセによりて命めいじたまひ

三八 し所ところにしたがひて之これを數かゝへたり

三九 またゲルシヨンの子孫しそんをその宗族やからに依りその父祖ふその家にいへ循したがひて計しらべ 三十歳さいじやう以上五十歳さいまでにして能く

四〇 軍團ぐんだんに入り集會しふくわいの幕屋まくやにおいて勤務つとめをなすことを得る者ものを數かゝへたるに 三十歳さいじやう以上五十歳さいまでにして能く

四一 數かゝへられし者もの二千六百三十人にんありき 是すなはちゲルシヨンの子孫しそんの族やからの數かゝへられし者ものにして皆集會みなしふくわいの幕屋まくやに

四二 おいて勤務つとめをなすことを得る者ものなりモーセとアロン、エホバの命めいにしたがひて之これを數かゝへたり

四三 またメラリの子孫しそんの族やからをその宗族やからに依りその父祖ふその家にいへ循したがひて計しらべ 三十歳さいじやう以上五十歳さいまでにして能く

四四 軍團ぐんだんに入り集會しふくわいの幕屋まくやにおいて勤務つとめをなすことを得る者ものを數かゝへたるに 三十歳さいじやう以上五十歳さいまでにして能く

四五 千二百人にんありき 是すなはちメラリの子孫しそんの族やからの數かゝへられし者ものなりモーセとアロン、エホバのモーセによりて

四六 命めいじたまひし所ところにしたがひて之これを數かゝへたり

四七 モーセとアロンおよびイスラエルの牧伯等つかまたちレビ人びとをその宗族やからに依りその父祖ふその家にいへしたがひてしらべ

四八 三十歳さいじやう以上五十歳さいまでにして能く來りて集會しふくわいの幕屋まくやの役事はたらきを爲し且これを擔になふ業わざを爲す者ものを數かゝへたるに

四九 その數かゝへられしもの數都合八千五百八十人にんなりき 是すなはちエホバの命めいにしたがひてモーセかれらを數かゝへ彼等かれらを

して各人その役事に就しめかつその擔ふ所をうけもたしめたりエホバの命にしたがひて數へたるるところ是のごとし

第五章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に命じて癩病人と流出ある者と死骸に汚されたる者とを盡く營の外に出さしめよ 三 男女をわかたず汝等これを出して營の外に居しめ彼等をしてその營を汚さしむべからず我その諸營の中に住なり 四 イスラエルの子孫かく爲して之を營の外に出せり

すなはちエホバのモーセに告たまひし如くにイスラエルの子孫然なしぬ

五 エホバまたモーセに告て言たまはく 六 イスラエルの子孫に告よ男または女もし人の犯す罪を犯してエホ

バに悖りその身罪ある者とならば 七 その犯せし罪を言あらはしその物の代價にその五分の一を加へてこれを己

が罪を犯せる者に付してその償を爲べし 八 然ど若その罪の償を受べき親戚その人にあらざる時はその罪の償を

エホバになして之を祭司に歸せしむべしまた彼のために用ひて贖をなすところの贖罪の牡羊も祭司に歸す 九 イ

スラエルの子孫の擧祭となして祭司に携へ來る所の聖物は皆祭司に歸す 一〇 諸の人の聖別て獻る物は祭司に歸し

凡て人の祭司に付す物は祭司に歸するなり 一一 エホバ、モーセに告て言たまはく 一二 イスラエルの子孫に告てこれに言へ人の妻道ならぬ事を爲てその夫

に罪を犯すあり 一三 人かれと交合したるにその事夫の目にかくれて露顯す彼その身を汚したれどこれが證人とな

る者なく彼またその時に執へられもせざるあり 一四 すなはち妻その身を汚したる事ありて夫猜疑の心を起してそ

の妻を疑ふことあり又は妻その身を汚したる事なきに夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことある時は 一五 夫その

イ民四・二五、二四、三 八利一三・三、四六民 ホ利二一・一 民九・ へ利二六・一一、一二 チ利五・五、二六・四〇 又利六・六、七、七、七 六、七、九、一〇、一 結四四・二九、三〇
一 一三・二四 六、一〇、一九・一 哥後六・一六 魯出二九・二八 利六・ 四 民一八・八、九、 一 利一〇・一三
口民四・二、二 二利一五・二 一、一三、三一・二九 卜利六・二、三 一、一七、一八、二六、七 一九 申一八・三、四 ワ利一八・二〇

カ王上一七・一八 結 夕番六・二六 母前 レ耶二九・二二
 二九・二六 一四・二四 尼一〇 ソ詩一〇九・一八 本利八・二七
 ヨ羅七・二 二九 ツ申二七・二九 ナ利二・二九
 ラ申二八・三七 詩 八三・九、二九・二
 八三・九、二九・二 耶 八 亞八・二三
 八三・二、四二・一

妻を祭司の許に携へきたり大麥の粉一エバの十分の一をこれがために禮物として持きたるべしその上に油を灌べ
 からずまた乳香を加ふべからず是は猜疑の禮物記念の禮物にして罪を誌えしむる者なればなり

一六 祭司はまたその婦人を近く進ませてエホバの前に立しめ 瓦の器に聖水を入れ幕屋の下地の土を取
 一七 てその水に放ち 其婦人をエホバの前に立せ婦人にその頭を露さしめて記念の禮物すなはち猜疑の禮物をその

一八 手に持すべし而して祭司は詛を來らするところの苦き水を手に執り 婦を誓せてこれに言べし人もし汝と寢た
 一九 る事あらず汝また汝の夫を措て道ならぬ事を爲て汚穢に染しこと無ば詛を來する此苦水より害を受ること有され

二〇 然ど汝もし汝の夫を措き道ならぬ事を爲てその身を汚し汝の夫ならざる人と寢たる事あらば (祭司その
 婦人をして詛を來らする誓をなさしめて祭司その婦人に言べし) エホバ汝の腿を瘦しめ汝の腹を脹れしめ汝をし

二一 て汝の民の指て詛ふ者指て誓ふ者とならしめたまへ また詛を來らするこの水汝の腸にいりて汝の腹を脹れ
 二二 させ汝の腿を瘦させんとその時婦人はアーメン、アーメンと言べし

二三 而して祭司この詛を書に筆記しその苦水にて之を洗おとし 婦人をしてその詛を來らする水を飲しむべ
 二四 しその詛を來らする水かれの中にいりて苦ならん 祭司まづその婦人の手より猜疑の禮物を取りその禮物を

二五 エホバの前に搖てこれを壇に持來り 而して祭司其禮物の中より記念の分一握をとりて之を壇の上に焚き然る
 二六 後婦人にその水を飲しむべし その水を之に飲しめたる時はもしかれその身を汚し夫に罪を犯したる事あるに

二七 於てはその詛を來らする水かれの中に入れて苦くなりその腹脹れその腿瘦て自己はその民の指て詛ふ者とならん
 二八 然ど彼もしその身を汚し事あらずして潔からば害を受ずして能く子を生ん

是すなはち猜疑の律法なり妻たる者その夫を措き道ならぬ事を爲て身を汚し、時 三〇 また夫たる者猜疑の

心を起してその妻を疑ふ時はその婦人をエホバの前におきて祭司その律法のごとく之に行ふべきなり 三一 斯せば

夫は罪なく妻はその罪を任ん

一 エホバ、モーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て之に言へ男または女俗を離れて

第六章

ナザレ人の誓願を立て俗を離れてその身をエホバに歸せしむる時は 三 葡萄酒と濃酒を斷ち葡萄酒

の醋となれる者と濃酒の醋となれる者を飲ずまた葡萄酒の汁を飲ず葡萄酒の鮮なる者をも乾たる者をも食はざるべし

四 その俗を離れる日の間は都て葡萄の樹より取たる者はその核より皮まで一切食ふべからざるなり

五 その誓願を立て俗を離れる日の間は都て薙刀をその頭にあつべからずその俗を離れて身をエホバに歸せ

しめたる日の満るまで彼は聖ければその頭髮を長しおくべし

六 その俗を離れて身をエホバに歸せしむる日の間は凡て死骸に近づくべからず 七 其父母兄弟姉妹の死たる

時にもこれがために身を汚すべからず其はその俗を離れて神に歸したる記號その首にあればなり 八 彼はその俗

を離れる日の間は凡てエホバの聖者なり

九 もし人計ずも彼の傍に死てそのナザレの頭を汚すことあらばその身を潔る日に頭を剃べしすなはち第七日

一〇 にこれを剃べきなり 而して第八日に鴉鳩二羽かまたは雛き鴿二羽を祭司に携へきたり集會の幕屋の門にいた

るべし 二 斯て祭司はその一を罪祭に一を燔祭に獻げ彼が屍に由て獲たる罪を贖ひまたその日にかれの首を聖潔

すべし 三 彼またその俗を離れてエホバに歸するの日を新にし當歳の羔羊を携へきたりて愆祭となすべし彼その

イ民五・二九 八利二七・二 士三三 二摩二・二二 路一・ 一七 母前一・二二 ト利二二・二、三、二二 二二四
口利二〇・一七、一九、 五 徒二一・二三 一五 へ利二一・一一 民 九・六 二、一五、一四、二九
二〇 羅一・一 士一三・五、一六、 一九・二、二六 徒一八・一八、二二 又利五・六

ル徒二一・二六 カ利二・四
 ナ利四・二、二七、三二 ヨ出二九・二 ソ母前二・一五
 ワ利三・六 夕民一五・五、七、一〇 ツ出二九・二三、二四
 レ徒二一・二四 ネ出二九・二七、二八
 ナ利九・二二 代上 一七・二一
 二二・一三 ム詩三一・二六、六七
 一、八〇・三、七、ウ創四三・二九
 一九、一一九・一三
 五、但九・一七

俗を離れをる時に身を汚したれば是より前の日はその中に算ふべからざるなり

一三 ナザレ人の律法は是のごとしその俗を離るゝの日満たる時はその人を集會の幕屋の門に携へいたるべし

一四 斯てその人は禮物をエホバにさゝぐべし即ち當歳の羔羊の牡の全き者一匹を燔祭となし當歳の羔羊の牝の全

一五 き者一匹を罪祭となし牡羊の全き者一匹を酬恩祭となし また無酵パン一筐 麥粉に油を和て作れる菓子油を

一六 塗たる酵いれぬ煎餅およびその素祭と灌祭の物を持きたるべし 斯て祭司これをエホバの前に携へきたりその

一七 罪祭と酬恩祭を獻げ またその牡羊を筐の中なる酵いれぬパンとあはせこれを酬恩祭の犠牲としてエホバに獻

一八 ぐべし祭司またその素祭と灌祭をも獻ぐべきなり ナザレ人は集會の幕屋の門に於てそのナザレの頭を剃りそ

一九 のナザレの頭の髪を取てこれを酬恩祭の犠牲の下に火に放つべし 祭司その牡羊の煮たる肩と筐の中の酵いれ

二〇 ぬ菓子一箇と酵いれぬ煎餅一箇をとりてこれをナザレ人がそのナザレの頭を剃におよびてこれをその手に授け

二一 而して祭司エホバの前にて之を揺て揺祭となすべし是は聖物にしてその揺る胸と擧たる腿とともに祭司に歸

二二 すべし斯て後ナザレ人は酒を飲ことを得 是すなはち誓願を立たるナザレ人がその俗を離れ居し事によりてエホバに禮物を獻ぐるの律法なり此外に

二三 またその能力の及ぶところの物を獻ぐることを得べし即ちその立たる誓願のごとくその俗を離るゝの律法にした

二四 がひて爲べきなり エホバまたモーセに告て言たまはく アロンとその子等に告て言へ汝等斯のごとくイスラエルの子孫を

二五 祝して言べし 願くはエホバ汝を恵み汝を守りたまへ 願くはエホバその面をもて汝を照し汝を憐みたまへ

願くはエホバその面を擧て汝を眷み汝に平安を賜へと
 かくして彼等吾名をイスラエルの子孫に蒙らすべ

し然ば我かれらを恵まん

第七章

モーセ幕屋を建をはり之に膏を灌ぎてこれを聖別めまたその一切の器具およびその壇とその一切の器具に膏を灌ぎて之を聖別たる日に
 イスラエルの牧伯等すなはちその諸宗族の長諸支派の

牧伯にしてその核數られし者を監督る者等獻物を爲り
 彼等その禮物をエホバに持きたるに蓋ある車六輛

と牛十二匹あり牧伯二人に車一輛一人に牛一匹なり即ちこれを幕屋の前にひき至れり
 時にエホバ、モーセ

に告て言たまはく 汝これを彼等より取て集會の幕屋の用に供へレビ人にその職分職分にしたがひて之を授

すべし 是においてモーセその車と牛を取て之をレビ人に授せり 即ちゲルシヨンの子孫にはその職分を按

へて車二輛と牛四匹を授し メラリの子孫にはその職分を按へて車四輛と牛八匹を授し祭司アロンの子イタ

マルをしてこれを監督らしめたり 然どコハテの子孫には何を授さざりき是は彼等が聖所になすべき職分

はその肩をもて擔ふの事なるが故なり 壇に膏を灌ぐ日に牧伯等壇奉納の禮物を携へ來り牧伯等その禮物

を壇の上に獻げたり エホバ先にモーセに言たまひけるは牧伯等は一日に一人宛その壇奉納の禮物を獻ぐべ

し

第一日に禮物を獻げし者はユダの支派のアミナダブの子ナシヨンなり 其の禮物は銀の皿一箇その重は

百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 又また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊

イ詩四・六 撒後 八中二八・一〇 代下 二詩一五・二二 へ民一・四
 口約一四・二七 七・一四 賽四三・七 ホ出四〇・一八 利八 ト民四・二五
 三・二六 但九・一八、一九 一〇・二二 チ民四・三一
 リ民四・二八、三三 一二・一四 母後六 六三 代下七・五、
 又民四・一五 一三 九 喇六・一六 尼 力出三〇・一三
 ル民四・六、八、一〇、 十申二〇・五 王上八 一二・二七 詩三〇 ヨ利二・一

子エリヅルの禮物は是のごとし

第五日にはシメオンの子孫の牧伯ツリシヤダイの子シルミエル獻物を爲り

その禮物は銀の皿一箇その

重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充

す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の

羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹

ツリシヤダイの子シルミエルの禮物は是のごとし

第六日にはガドの子孫の牧伯デウエルの子エリアサフ獻納をなせり その禮物は銀の皿一箇その重は百

三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊

一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 デウ

エルの子エリアサフの禮物はかくのごとし

第七日にはエフライムの子孫の牧伯アミホデの子エリシヤマ獻納をなせり その禮物は銀の皿一箇その

重は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふ此二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充

す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の

羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹

アミホデの子エリシヤマの禮物は是のごとし

第八日にはマナセの子孫の牧伯バダヅルの子ガマリエル獻納をなせり その禮物は銀の皿一箇その重は

百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す
また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹
罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 バダ
ヅルの子ガマリエルの禮物は是のごとし

第九日にはベニヤミンの子孫の牧伯ギデオニの子アビダン獻納をなせり その禮物は銀の皿一箇その重
は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充
す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の
羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹
ギデオニの子アビダンの禮物は是のごとし

第十日にはダンの子孫の牧伯アミシヤダイの子アヒエゼル獻納をなせり その禮物は銀の皿一箇その重
は百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケル皆聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充
す また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の
羔羊一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹
アミシヤダイの子アヒエゼルの禮物は是のごとし

第十一日にはアセルの子孫の牧伯オクランの子バギエル獻納を爲せり その禮物は銀の皿一箇その重は
百三十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す
亦金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 亦燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊一匹

七六 罪祭に用ふる牡山羊一匹 七七 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 オクランの

子バギエルの禮物は是のごとし

七八 第十二日にはナフタリの子孫の牧伯エナンの子アヒラ献物をなせり 其禮物は銀の皿一箇その重は百三

十シケル銀の鉢一箇是は七十シケルみな聖所のシケルに循ふこの二者には麥粉に油を和たる素祭の品を充す

八〇 また金の匙の十シケルなる者一箇是には香を充す 八二 また燔祭に用ふる若き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊

八三 一匹 罪祭に用ふる牡山羊一匹 八四 酬恩祭の犠牲に用ふる牛二匹 牡羊五匹 牡山羊五匹 當歳の羔羊五匹 エナ

ンの子アヒラの禮物は是のごとし

八四 是すなはち壇に油を灌げる日にイスラエルの牧伯等が献げたる壇奉納の禮物なり即ち銀の皿十二 銀の鉢

八五 十二金の匙十二 銀の皿は各々百三十シケル鉢は各々七十シケル聖所のシケルに依ばこの諸の銀の器はその

八六 重都合二千四百シケルなりき 八七 また香を充せる金の匙十二ありその重は聖所のシケルに依ば各々十シケルその

八七 匙の金は都合百二十シケルなりき 八八 また燔祭に用ふる者は牡牛十二 牡羊十二 當歳の羔羊十二ありき之にその

八八 素祭の物を加ふまた罪祭の牡山羊十二あり 八九 また酬恩祭の犠牲に用ふる者は牡牛二十四 牡羊六十 牡山羊六十

當歳の羔羊六十あり壇に膏を灌ぎて後に献たる壇奉納の禮物は是のごとし

八九 斯てモーセはエホバと語はんとて集會の幕屋に入れるに律法の櫃の上なる贖罪所の上兩箇のケルビムの間

より聲いでて己に語ふを聴り即ち彼と語へり

二一 第八章 エホバまたモーセに告て言たまはく 二 アロンに告て之に言へ汝燈火を燃す時は七の燈蓋をし

ホ出二五・三一 子民一九・九、一七、一 又利二・一 ヲ利八・三
 へ出二五・一八 八 ル出二九・四、四〇・ 夕民八・一、一三 一三、一五 民三・
 ト出二五・四〇 利一四・八、九 一二 力出二九・一〇 レ民三・一、二、四五 一三 路二・二三

三 して均く燈臺の前を照さしむべし 三 アロンすなはち然なし燈火を燈臺の前の方にむけて燃せりエホバのモーセに

四 命じたまへる如し 燈臺の作法は是のごとし是は榧にて椎で作れる者即ちその臺座よりその花まで榧にて椎て

作れる者なりモーセ、エホバの己に示したまへる式様にてらしてこの燈臺を作れり

五 エホバ、モーセに告て言たまはく 六 レビ人をイスラエルの子孫の中より取てこれを潔めよ 七 汝かく彼

らに爲て之を潔むべし即ち罪を潔むる水を彼等に灑ぎかけ彼等にその身をことごとく剃しめその衣服を洗はしめ

八 て之を潔め 而して彼等に若き牡牛一匹と麥粉に油を和たる者を取しめよ汝また別に若き牡牛を罪祭のために

九 取べし 斯て汝レビ人を集會の幕屋の前に携きたりてイスラエルの子孫の全會を集め 而してレビ人をエホ

二 バの前に進ましめてイスラエルの子孫に其手をレビ人の上に按しむべし 而してイスラエルの子孫の爲にレビ

三 人を搖祭となしてエホバの前に獻ぐべし是彼らをしてエホバの勤務を爲しめんためなり 斯て汝レビ人にその

手をか牛の頭に按しめその一を燔祭となしてエホバに獻げ之をもてレビ人のために贖罪をなすべし 即ちレ

四 ビ人をアロンとその子等の前に立しめ之を搖祭となしてエホバに獻ぐべし 一四 汝レビ人をイスラエルの子孫の中より區別ちレビ人をしてわが所屬とならしむべし 斯て後レビ人は入

一六 て集會の幕屋の役事をなすべし汝かれらを潔め之を獻げて搖祭となすべし 彼らはイスラエルの子孫の中より

一七 して我に獻げらるゝ者なりイスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはちその首出子の代に我かれらを取な

一八 首出子を盡く撃ころしたる時に彼等を聖者となして我に屬せしめたればなり 是をもて我イスラエルの子孫の

一九 中うちの一切すべての首出子うひごの代かはりにレビ人びとを取とり 我われイスラエルいすらえの子孫こごの中うちよりレビ人びとを取とりて之これをアロンあらんとその子等こどもに

與あへ之これをして集會しやくわいの幕屋まくやにおいてイスラエルいすらえの子孫こごに代かはりてその役事はたらきを爲なしめまたイスラエルいすらえの子孫こごのために贖罪りがなひ

をなさしめん是これイスラエルいすらえの子孫こごが聖所よきところに近く時ときにイスラエルいすらえの子孫こごの中に災害わざはひの起おこらるるためなり

二〇 モーセとアロンあらんおよびイスラエルいすらえの子孫こごの全會衆ぜんくわいしうエホバえほバがレビ人びとの事ことにつきてモーセもに命めいじたまへる所に

二 悉ことごとくしたがひてレビ人びとにおこなへり即ちイスラエルいすらえの子孫こごかくの如ごとく彼等かれらに行おこなひたり 二レビ人びと是こゝに於おいてその

身みを潔きよめ衣服ころもを洗あらひたればアロンあらんかれらをエホバえほバの前に献ささげて搖祭えうさいとなしアロンあらんまた彼らかれのために贖罪あがなひをなして之これ

を潔きよめたり 二斯かく後のちレビ人びとは集會しやくわいの幕屋まくやに入いりてアロンあらんとその子等こどもの前まへにてその役事はたらきを爲なし彼等かれらはレビ人びとの事ことに

二 つきてエホバえほバのモーセもに命めいじたまへる所に循したがひて斯かくのごとく之これを行おこなひたり

二三 エホバえほバまたモーセもに告つげ言いひたまはく 二レビ人びとは斯かくなすべし即ち二十五歳さいじゅうご以上の者ものは軍團ぐんだんに入いりて集會しやくわいの幕

屋やの役事はたらきをなすべし 二然しかど五十歳さいじゅうごよりは軍團ぐんだんを退しりぞきて休やすみ重かさねて役事はたらきをなすべからず 二唯ただ集會しやくわいの幕屋まくやにおいて

その兄弟等きやうだいらいをつかさどり且かつ伺まもひ守まもることを勤つとむべし役事はたらきを爲なすべからず汝なんぢレビ人びとをしてその職務つとめをなさしむるに

二 は斯かくのごとくなすべし

第九章

一 エジプトいじふとの國くにを出いでたる次つぎの年としの正月しやうがつエホバえほバ、シナイしなの野のにてモーセもに告つげていひたまはく 二イス

ラエルいすらえの子孫こごをして逾越節あきしひをその期きにおよびて行おこなはしめよ 三其期そのき即ち此月このつきの十四日じふよつかの晚ばんにいたり

四 て汝等なんぢらこれを行なふべし汝等なんぢらこれをおこなふにはその諸すべての條例のりとその諸すべての式法さだめに循したがふべきなり 四是こゝにおいてモー

五 セ、イスラエルいすらえの子孫こごに逾越節あきしひを行おこなふべき事ことを告つたれば 五彼等かれら正月しやうがつの十四日じふよつかの晚ばんにシナイしなの野のにて逾越節あきしひを

イ民三・九 下二六・一六 ホ民八・一五 三・二四・二七 又出二二・一 利二三 出二二・六
口民一・五三、一六 八民八・七 へ民八・五 申提前一・一八 五民二八・一六 申書五・一〇
四六、一八・五代 二民八・一一、一二 卜民四・三 代上二三 リ民一・五三 申一六・一一、一二
ワ民五・二、一 約一八・二八

カ出二八・二五、一九、夕代下三〇・二、一五 ツ出二二・四六 約 ナ創一七・一四 出 ム民五・三一 九・二二、一九 詩 三三八
二六 民二七・二 レ出二二・八 一九・三六 一二・二五 ウ出二二・四九 七八・一四 才出四〇・三六 民 三四 詩八〇・一
ヨ民二七・五 ツ出二二・一〇 未出二二・四三 ラ九・七 井出四〇・三四 尼 ノ出二二・二、四〇 一〇・二、三三、ヤ民一・五三、三三八

六 行へり即ちイスラエルの子孫はエホバのモーセに命じたまへる所に盡く循ひてこれを爲ぬ 時に人の死骸に身を汚して逾越節を行ふこと能ざる人々ありてその日にモーセとアロンの前にいたれり 七 その人々すなはち彼に言ふ我等は人の死骸に身を汚したり然ば我らはその期におよびてイスラエルの子孫と偕にエホバに禮物を献ることを得ざるべき乎 八 モーセかれらに言けるは姑く待てエホバ汝らの事を如何に宣ふかを聽ん

九 エホバ、モーセに告て言たまはく 一〇 イスラエルの子孫に告て言へ汝等または汝等の子孫の中死屍に身を汚したる人も遠き途にある人も皆逾越節をエホバにむかひて行ふべきなり 一 即ち二月の十四日の晩に之をおこなひ酔いれぬパンと苦菜をそへて之を食ふべし 朝までこれを少許も遺しおくべからず又その骨を一本も折べからず逾越節の諸の條例にしたがひて之を行ふべし 然ど人その身潔くありまた征途にもあらずして逾越節を行ふことをせざる時はその人民の中より斷れん斯る人はその期におよびてエホバの禮物を持きたらざるが故にその罪を任べきなり 他國の人もし汝らの中に寄寓をりて逾越節をエホバにおこなはんとせば逾越節の條例に依りその法式にしたがひて之をおこなふべし他國の人にも自國の人にもその條例は同一なるべし 一五 幕屋を建たる日に雲幕屋を蔽へり是すなはち律法の幕屋なり而して夕にいたれば幕屋の上に火のごとき者あらはれて朝におよべり 一六 即ち常に是のごとくにして晝は雲これを蔽ひ夜は火のごとき者ありき 一七 雲幕屋を離れて上る時はイスラエルの子孫直に途に進みまた雲の止まる所にイスラエルの子孫營を張り 一八 即ちイスラエルの子孫はエホバの命によりて途に進みまたエホバの命によりて營を張り幕屋の上に雲の止まれる間は營を張をり 一九 幕屋の上に雲の止ること日久しき時はイスラエルの子孫エホバの職守をまもりて途に進まざりき 二〇

民數紀略 九・六——二〇 二五九

七・六、二九・二六
刺三・一〇 厄一二
三・五 詩八一・三
ヨ民一〇・九

タ民九・二七
レ出一九・一 民一
一、九五
ツ出四〇・三六 民二
九、一六、二四、三一
ツ劍二一・二一 民一
二、二六、一三・三三、
二六 申一・一
ネ民一〇・五、六、二
ウ民四・二四、三一、
三十四
ナ民二・三、九
ラ民一・七
ム民一・五
ウ民四・二四、三一、
七、六、七、八
井民二・一〇、一六
ク民二・一八、二四
ノ民四・四、一五、七、
ヤ民二・二五、三一
九
六・九
オ民一〇・一七、一
マ民二・三四
五一

二二 斯て第二の二年の二月の二十日に雲律法の幕屋を離れて昇りければ 二三 イスラエルの子孫シナイの野より出で

二三 て途に進みたりしがバランの野にいたりて雲止れり 二三 斯かれらはエホバのモーセによりて命じたまへるとこ

二四 ろに遵ひて途に進むことを始めたり 二四 首先にはユダの子孫の營の霧の下につく者その軍旅にしたがひて進めり

二五 ユダの軍旅の長はアミナダブの子ナシヨン 二五 イッサカルの子孫の支派の軍旅の長はツアルの子ネタニエル

二六 ゼブルンの子孫の支派の軍旅の長はヘロンの子エリアブなりき

二七 乃ち幕屋を取くづしゲルシヨンの子孫およびメラリの子孫幕屋を擔ひて進めり 二八 次にルベンの營の霧の

二九 下につく者その軍旅にしたがひて進めりルベンの軍旅の長はシデウルの子エリヅル 二九 シメオンの子孫の支派の

三〇 軍旅の長はツリシヤダイの子シルミエル 三〇 ガドの子孫の支派の軍旅の長はデウエルの子エリアサフなりき

三一 コハテ人聖所を擔ひて進めり是が至るまでに彼その幕屋を建をはる 三二 次にエフライムの子孫の營の霧

三三 の下につく者その軍旅にしたがひて進めりエフライムの軍旅の長はアミホデの子エリシヤマ 三三 マナセの子孫の

三四 支派の軍旅の長はバダヅルの子ガマリエル 三四 ペニヤミンの子孫の支派の軍旅の長はギデオニの子アビダンなり

三五 次にダンの子孫の營の霧の下につく者その軍旅にしたがひて進めりこの軍旅は諸營の後驅なりきダンの軍

三六 旅の長はアミシヤダイの子アヒエゼル 三六 アセルの子孫の支派の軍旅の長はオクランの子バギエル 三七 ナフタリ

三八 の子孫の支派の軍旅の長はエナンの子アヒラなりき 三八 イスラエルの子孫はその途に進む時は是のごとくその軍

旅にしたがひて進みたり

三九 茲にモーセその外舅なるミデア二人リウエルの子ホバブに言けるは我等はエホバが嘗て我これを汝等に與

へんと言たまひし處に進み行なり汝も我等とともに來れ我等汝をして幸福ならしめん其はエホバ、イスラエルに

三〇 福祉を降さんと言たまひたればなり 彼モーセに言ふ我は往じ我はわが國に還りわが親族に至らん モーセ

三三 また言けるは請ふ我等を棄去なかれ汝は我儕が曠野に營を張るを知らば願くは我儕の目となれ 汝もし我儕と

ともに往ばエホバの我儕に降したまふところの福祉を我儕また汝にもおよぼさん

三三 斯て彼等エホバの山をたち出て三日路ほど進み行りエホバの契約の櫃その三日路の間かれらに先だち行て

三三 彼等の休息所を尋ね覓めたり 彼等營を出て途に進むに當りて晝はエホバの雲かれらの上でありき

三五 契約の櫃の進まんとする時にはモーセ言りエホバよ起あがりたまへ然ば汝の敵は打散され汝を惡む者等は

三六 汝の前より逃さらんと またその止まる時は言りエホバよ千萬のイスラエル人に歸りたまへ

第一章

一 茲に民災難に罹れる者のごとくにエホバの耳に咬きぬエホバその怨言を聞て震怒を發したまひ

二 ければエホバの火かれらに向ひて燃いでその營の極端を焼り 是に於て民モーセに呼はりしが

三 モーセ、エホバに祈ければその火鎮りぬ エホバの火かれらに向ひて燃出たるに因てその處の名をタベラ(燃)

四 と稱ぶ 茲に彼等の中なる衆多の寄集人等慾心を起すイスラエルの子孫もまた再び哭て言ふ誰か我らに肉を與へ

六五 て食しめんか 憶ひ出るに我等エジプトにありし時は魚黃瓜水瓜韭葱青蒜等を心のまゝに食へり 然

イ出二・二八 二創三二・一二 出三 へ一・二六 三、四、六 詩一三二 出三一・二二 尼九 一三二・八 ワ利一〇・二 民一六 力雅五・二六
口創一二・七 八、六、七、八 ト出三・一 八 耶三一・二 結 二、二、一九 九 申九・二二 三、五 王下一・二二 ヨ申九・二二
ハ士二・二六、四、一一 ホ伯二九・一五 三三 三三 二〇・六 又 詩六八・二、二、 七 詩七八・二二 詩一〇六・二八 夕出一二・三八

レ詩七八・一八、一〇
六・二四 哥前一〇
六・六
ソ出二六・三
ツ民二一・五
未出二六・一四、三一
ナ創二・一二
ラ出二六・三一
ム出二六・一三、一四
ウ詩七八・二一
井申一・二二
ノ祭四九・二三
オ祭四〇・二一
ク創二六・三、五〇・ケ王上一九・四 余四
二四 出二一・三五
ヤ太一五・三三 可八
マ出二八・一八
チ民一一・二五 創
一一・五、一八・二一
フ番三・一五
コ申一六・一八
エ出二四・一九
ア母前一〇・六 王下
二・二五 尼九・二〇
キ出一九・一〇
キ出一六・七

七 るに今は我儕の精神枯衰ふ我らの目の前にはこのマナの外何も有ざるなりと マナは莞菱の實のごとくにして

八 その色はブドラクの色のごとし 民行巡りてこれを斂め石磨にひき或は臼に搗てこれを釜の中に煮て餅となせ

九 りその味は油菓子のごとし 夜にいりて露營に降る時にマナその上に降り

一〇 モーセ聞に民の家々の者おのおのその天幕の門口に哭く是におひてエホバ烈しく怒を發したまふこの事ま

二 したモーセの目にも悪く見ゆ モーセすなはちエホバに言けるは汝なんぞ僕を悪くしたまふ乎いかなれば我汝の

三 前に恩を獲ずして汝かく此すべての民をわが任となして我に負せたまふや この總體の民は我が姪みし者なら

んや我が生し者ならんや然るに汝なんぞ我に慈父が乳哺子を抱くがごとくに彼らを懐に抱きて汝が昔日かれらの

先祖等に誓ひたまひし地に至れと言たまふや 我何處より肉を得てこの總體の民に與へんや彼等は我にむかひ

四 て哭き我等に肉を與へて食しめよと言なり 我は一人にてはこの總體の民をわが任として負ことあたはず是は

五 我には重きに過ればなり 我もし汝の前に恩を獲ば請ふ斯我を爲んよりは寧ろ直に我を殺したまへ我をして

わが困苦を見せしめたまふ勿れ

一六 是においてエホバ、モーセに言たまはくイスラエルの老人の中民の長老たり有司たるを汝が知るところの

一七 者七十人を我前に集め集會の幕屋に携きたりて其處に汝とともに立しめよ 我降りて其處にて汝と言はん又わ

一八 れ汝の上にあるところの靈を彼等にも分ち與へん彼等汝とともに民の任を負ひ汝をして只一人にて之を負ふこと

無らしむべし 汝また民に告て言へ汝等身を潔めて明日を待て必ず肉を食ふことを得ん汝等エホバの耳に哭て

前四・一
 母前二〇・二六 耶
 三六・五
 可九・三八 路九・
 四九 約三・二六
 出二六・一三 詩
 七八・三〇、三一
 七八・二六、二七、二
 八、一〇五・四〇
 夕出一六・三六 結
 四五・一一
 出二二・二
 出二五・二〇 米六
 詩七六・九
 創二九・三三 民
 一・二 王下一九
 四 賽三七・四 結
 三三・二二、二三
 二 伯三三・一五
 結一・一 但八・一、
 創三一・二〇、二一
 一〇・八、一六、一七
 路一・二二、二三 徒
 二〇
 王上三・五 太一・
 二〇
 詩一〇五・二六
 來三・二、五
 提前三・一五

三二 茲にエホバの許より風おこり出て海の方より鶉を吹きたりこれをして營の周圍に墮しめたりその墮ひろが
 三三 れること營の四周此旁も大約一日路彼旁も大約一日路地の表より高きこと大約二キユビトなりき 民すなはち
 起あがりてその日終日その夜終夜またその次の日終日鶉を拾ひ斂めけるが拾ひ斂むることの至て寡き者も十ホメ
 三三 ルほど拾ひ斂めたり皆これを營の周圍に陳べおけり 肉なほ齒のあひだにありていまだ食つくさざるにエホバ
 三三 民にむかひて怒を發しこれを撃ておほいに滅ぼしたまへり 是をもてその處の名をキプロテハツタワ (慾心の
 墓)とよべり其は慾心をおこせる人々を其處に埋たればなり 斯て民キプロテハツタワよりハゼロテに進み
 三三 ゆきてハゼロテに居ぬ

第二章

一 モーセはエテオピアの女を娶りたりしがそのエテオピアの女を娶りしをもてミリアムとアロン、
 二 モーセを誘れり 彼等すなはち言けるはエホバたゞモーセによりてのみ語りたまはんやまた我等
 三 によりても語り給ふにあらずやとエホバこれを聞たまへり (モーセはその人と爲溫柔なること世の中の諸の
 人に勝れり)

四 是に於てエホバ遽にモーセ、アロン及びミリアムに言たまはく汝等三人集會の幕屋に出きたれと三人すな
 五 はち出きたりければ エホバ雲の柱の中にありて降り幕屋の門に立てアロンとミリアムを呼たまひしがかれら
 六 二人進みたれば 之に言たまはく汝等わが言を聽け汝らの中にもし預言者あらば我エホバ異象において我をこ
 七 れに知しめまた夢において之と語らん わが僕モーセに於ては然らず彼はわが家に忠義なる者なり 彼とは

我口をもて相語り明かに言ひて隠語を用ひず彼はまたエホバの形を見るなり然るを汝等なんぞわが僕モーセを誘ふことを畏れざるやと

一九 エホバかれらに向ひ忿怒を發して去たまへり 雲すなはち幕屋をはなれて去ぬその時ミリアムに癩病

二 生じてその身雪のごとく爲りアロン、ミリアムを見かへるに既に癩病生じをる アロン是においてモーセに言

三 けるは嗟わが主よ我等愚なる事をなして罪を犯したれど願くは其罪を我等に蒙らしむる勿れ 彼をして母の胎

三 より肉半分腐れて死に生れいづる者のごとくならしむる勿れ モーセすなはちエホバに呼はりて言ふ嗚呼神よ

四 願くは彼を醫したまへ エホバ、モーセに言たまひけるは彼の父その面に唾する事ありてすら彼は七日の間

一五 羞をるべきに非ずや然ば七日の間かれを營の外に禁鎖おきて然る後に歸り入しむべしと ミリアムはすなはち

七日の間營の外に禁鎖られぬ民はミリアムの歸り入るまで途に進まざりき

一六 その後民ハゼロテより進みてバランの曠野に營を張り

第一三章

茲にエホバ、モーセに告て言たまはく 汝人を遣して我がイスラエルの子孫に與ふるカナンの地を窺はしめよ即ち支派ごとに一人を取て之を遣すべし其人々は皆かれらの中の牧伯たる者なるべ

三 し モーセすなはちエホバの命にしたがひてバランの曠野よりこれを遣せりその人等は皆イスラエルの子孫の

五四 領袖たる者なり その名は是のごとしルベンの支派にてはザツクルの子シヤンマ シメオンの支派にては

七六 ホリの子シヤバテ ユダの支派にてはエフンネの子カルブ イツサカルの子支派にてはヨセフの子イガル

一〇九八 エフライムの支派にてはヌンの子ホセア ベニヤミンの支派にてはラフの子バルテ ゼブルンの支派にて

イ出三三・一一 申 八出三三・一九 へ王下五・二七、一五 ト母後一九・一九、 子詩八八・四 二二二
 三四・一〇 二後後二・一〇 猶八 五 代下二六・一 二四・一〇 微三〇 里來一二・九 ル申二四・九 代下 一八 二六六
 口哥前二三・一二 ホ申二四・九 九、二〇 三三 又利一三・四六 民五 二六・二〇、二一 ワ民三三・八 申一、 八申一・一九、九

ヨ民三四・一九 代上
 四・一五
 夕民一三・三〇、一四
 六、三〇 書一四、

六、七、一三、一四
 士一・二二
 レ民一三・一六

ソ民一三・八 出一七
 九、一九
 九、民一四・六、

ナ民九・二五、三五 結
 三四・一四
 三〇

ウ書一九・二八
 井民一三・三三

オ書二一・一一
 ク詩七八・一二 賽

マ民三二・九 士一六
 六、申一・一九 書
 一四・六

ツ民一三・二一
 一、民一三・三〇、一四
 六、三〇 書一四、

ネ創一四・一〇 士一
 ム民三四、三 書一五

ノ書二一・二二、二二、
 一五・二二、一四 士
 ヤ申一・二四、二五

ケ民一三・三三
 フ民二〇・一、一六、
 三二・八、三三・三

二二 はソデの子ガデエル 二二 ヨセフの支派すなはちマナセの支派にてはスシの子ガデ 二三 ダンの支派にてはゲマリの

二四 子アンミエル 二三 アセルの支派にてはミカエルの子セトル 二四 ナフタリの支派にてはワフシの子ナヘビ 二五 ガド

二六 の支派にてはマキの子ギウエル 一六これ 是すなはちモーセがその地を窺はしめんとて遣したる人々の名なり時にモー

二七 セ、ヌンの子ホセアをヨシユアと名けたり 二七

二八 モーセかれらを遣はしてカナンの地を窺はしめんとして之に言けるは汝等その南の方に赴きて山に登り

二九 その地の如何と其處に住む民の強か弱か多か寡かを觀 一九 またその住ところの地は善か悪か其住ところの

三〇 邑々は如何なるものなるか彼等は天幕に住をるか城の邑に住をるかを觀 二〇 またその地は腴なるか瘠たるか其中

三二 樹あるや否を觀よ汝等勇しかれその地の果物を携へきたれよとこの時は葡萄の熟し始むる時なりき 二二

三三 是において彼等上りゆきてその地を窺ひチンの曠野よりレホブにおよべり是はハマテに近し 三三 彼等すな

三三 はち南の方に上りゆきてヘブロンにいたれり此にはアナクの子アヒマン、セシヤイおよびタルマイあり（ヘブロ

三三 ンはエジプトのゾアンよりも七年前に建たる者なり） 三三 彼らつひにエシコルの谷にいたり其處より一球の葡萄

三三 のなれる枝を砍とりてこれを杠に貫き二人してこれを擔へりまた石榴と無花果を取り 三三 イスラエルの子孫其處

三三 より葡萄一球を砍とりしが故にその處をエシコル（一球の葡萄）の谷と稱ふ 三三

三三 彼ら四十日を経その地を窺ふことを竟て歸り 三三 バランの曠野なるカデシに至りてモーセとアロンおよび

三三 イスラエルの子孫の全會衆に就きかれらと全會衆にその復命を申しその地の果物をこれに見せり 三三 彼等すなは

示諭を蒙らざるが故に之を禁錮おけり 時にエホバ、モーセに言たまひけるはその人はかならず殺さるべきな

り全會衆營の外にて石をもて之を撃べしと 全會衆すなはち之を營の外に曳いだし石をもてこれを撃ころし

エホバのモーセに命じたまへることくせり

エホバ亦モーセに告て言たまはく 汝イスラエルの子孫に告げ代々その衣服の裾に襴をつけその裾の襴

の上に青き紐をほどこすべしと之に命ぜよ 此襴は汝らに之を見てエホバの諸の誠命を記憶して其をおこなは

しめ汝らをしてその放縱にする自己の心と目の欲に従がふこと無らしむるための者なり 斯して汝等吾もろ

もろの誠命を記憶して之を行ひ汝らの神の前に聖あるべし 我は汝らの神エホバにして汝らの神とならんとて

汝らをエジプトの地より導きいだせし者なり我は汝らの神エホバなるぞかし

第一十六章

茲にレビの子コハテの子イヅハルの子なるコラおよびルベンの子等なるエリアブの子ダタンとア
ビラム並にペレテの子オン等相結び イスラエルの子孫の會衆の中に選まれて牧伯となれるとこ

ろの名ある人々二百五十人とともに起てモーセに逆らふ すなはち彼等集りてモーセとアロンに逆ひ之に言け

るは汝らはその分を超ゆ會衆みな盡く聖者となりてエホバその中に在すなるに汝ら尙エホバの會衆の上に立つや

モーセこれを聞て俯伏たりしが やがてコラとその一切の黨類に言けるは明日エホバ己の所屬は誰聖者

は誰なるかを示して其者を己に近かせたまはん即ちその選びたまへる者を己に近かせたまふべし 汝等かく爲

よコラとその黨類よ汝等みな火盤を取り その中に火をいれその中に香を盛て明日エホバの前に至れその時エ

イ利二四・一二 二三・五 卜利一一・四四、四五 一 三 三四 出二八・一 民一七 四四・一五、一六
口出三一・一四、一五 ホ詩七三・二七、一〇 羅一一・一 西一、 二 民二六・九 三 五 母前二・二八 五 民三・四一、四五、
ハ利三四・一四 王上 六・三九 雅四・四 二 彼前一・二五、 又詩一〇六・一六 六 六 一〇五・二六 八 八・一四 申一〇・
二一・二三 徒七・ へ申二九・一九 伯 一六 又詩一〇六・一六 六 六 一〇五・二六 八 八・一四 申一〇・
五八 三二・七 耶九・一四 出六・二一 民二六 出二九・四五 民 六、七、八、二二、一 三、二一・二七、一 八 母前一八・二三 賽
ニ申三二・一二 太 結六・九 九、二七・三 猶 一四・一四、三五、 五 結四〇・四六、 七・二三

ツ出二六・八 哥前三 ナ出二・一四 徒七・二四 二〇・三三 哥後七 ノ母前二・三・七 九・六、二三 民一四 一九・一七、二二 耶 ヤ民一六・四五 出
五・五 二七・三五 ム創四・四・五 一〇・二 才民一六・四二 出 二〇 五一・六 徒二・四〇 三二・一〇、三三、
ネ民一六・九 ラ出三・八 利二〇・ウ母前二・三 徒 井民一六・六、七 一六・七、一〇 利ク民一六・四五 創 一八・四 五

八 ホバの選えらみたまふ人は聖者きよきものたるべしレビの人々ひとぐよ汝等なんぢらはその分ぶんを越こるなり 八 モーセまたコラに言いけるは汝等なんぢらレ

九 ビの子等こどもらよ請こふ聽きけ 九 イスラエルの神かみなんぢ汝らなんぢらをイスラエルの會衆くわいしゅうの中より分わかち己おのれに近ちかかせてエホバの幕屋まくやの役事はたらき

一〇 を爲なしめ會衆くわいしゅうの前まへに立たちて之これにかはりて勤務つとめをなさしめたまふ是これにあなんぢに汝らなんぢらにとりて小ちひさき事ことならんや 一〇 かみ 神かみすでに汝なんぢ

二 汝の兄弟なんぢのきやうだいなるレビの兒孫等こごもらを己おのれに近ちかさせたまふに汝らなんぢらまた祭司さいしとならんことをも求もとむるや 二 汝と汝の黨類ともがらは

皆みなこれがために集あつりてエホバに敵てまするなりアロンを如何いかなる者ものとして汝等なんぢらこれに對むかひて咬つぎやくや

二三 かくてモーセ、エリアブの子こダタンとアピラムを呼よびに遣つかはしけるに彼等かれらいひけるは我等われらは上のぼり往ゆじ 二三 なんぢ 汝

は乳ちと蜜みつとの流ながるゝ地ちより我らわれを導みちびき出いだして曠野あらのに我らわれを殺ころさんとす是これにあちひさき事ことならんや然しかるに汝なんぢまた我等われらの

四 上うへに君きみたらんとす 四 かつ 且またまた汝なんぢは我らわれを乳ちと蜜みつとの流ながるゝ地ちにも導みちびきゆかずまた田畝はたけをも葡萄園ぶどうはたけをも我らわれらに與あたへ

て有たもたしめず汝なんぢこの人々ひとぐの目めを抉くじりとらんとするや我等われらは上のぼりゆかじ

一五 是こゝにおいてモーセおほいに怒いかりエホバに申まをしけるは汝なんぢかれらの禮物そなへものを顧かへりみたまふ勿なかれ我われはかれらより驢馬ろば

一六 一匹ひとつをも取とりしことなくまた彼等かれらを一人ひとりも害がいせしこと無し 一六 かつ 斯かくてモーセ、コラに言いけるは汝なんぢと汝の黨類ともがらみなアロ

一七 ンと偕ともに明日あすエホバの前まへに至いたれ 一七 かつ 即すなはち汝らなんぢらおのおの火盤ひざらを執とりてその中うちに香かうを盛もり各人おのくその火盤ひざらをエホバの前まへに

一八 携たづへいたれその火盤ひざらは都合あはせて二百五十なんぢ汝とアロンも各々おのくその火盤ひざらを携たづへいたるべしと 一八 かつ 彼等かれらすなはち各々おのく火盤ひざらを

一九 執とり火ひをその中なかにいれて香かうをその上うへに盛もりモーセおよびアロンとともに集會しふくわいの幕屋まくやの門かどに立たり 一九 かつ コラ會衆くわいしゅうを

ことごとく集會しふくわいの幕屋まくやの門かどに集あつめおきてかれら二人ふたりに敵てませしめんとせしにエホバの榮光えいくわう全會衆ぜんくわいしゅうに顯あらは

二〇 エホバ、モーセとアロンに告つて言いたまひけるは 二〇 かつ 汝等なんぢらこの會衆くわいしゅうを離はなれよ我われこれを直たちに滅ほろさんとすと

三三 是こゝにおいてかれら二人俯伏ふたりひれふして言いふ神かみよ一切すべての血肉けつにくある者ものの生命いのちの神かみよこの一人ひとりの者罪ものつみを犯とがしたればとて汝全なんぢぜん會衆くわいしやうにむかひて怒いかりを發はつしたまふや
 三四 エホバ、モーセに告つげて言いひたまはく 汝會衆なんぢくわいしやうにむかひてコラとダタンと
 アビラムの居所すまひの周圍まはりを去されと言いへと

三五 モーセすなはち起たちあがりてダタンとアビラムの所ところに往ゆきけるがイスラエルの長老等としよりたちこれに従したがひいたれり
 三六 而しかしてモーセ會衆くわいしやうに告つげて言いひけるは汝なんぢらこの惡あしき人々ひとぐの天幕てんまくを離はなれて去され彼等かれらの物ものには何なににも捫さる勿なかれ恐おそくは
 三七 彼らかれの諸もろくの罪つみのために汝なんぢらも滅ほろぼされん 是こゝにおいて人々ひとぐはコラとダタンとアビラムの居所すまひを離はなれて四方しほうに去さり
 三八 ゆけりまたダタンとアビラムはその妻子つまこならびに幼兒をまたことともに出いでてその天幕てんまくの門かに立たり モーセやがて言いひける
 は汝等なんぢらエホバがこの諸すべての事ことをなさせんとて我われを遣つかはしたまへる事ことまた我がこれおのれを自こゝろ分の心こゝろにしたがひて行おこなふにあら

三九 さる事ことを是これによりて知しべし すなはちこの人々ひとぐもし一般すべての人ひとの死しるごとくに死しに一般すべての人ひとの罰はつせらるゝ如ごとくに
 四〇 罰はつせられなばエホバわれを遣つかはしたまはざるなり 然しかどエホバもし新あたしき事ことを爲なしたまひ地ちその口くちを開ひらきてこの人ひと
 人と之これに屬ぞくする者ものを吞のみつくして生いきながら陰府よみに下くだらしめなばこの人々ひとぐはエホバを瀆けがしゝなりと汝なんぢら知るべし
 四一 モーセこの一切すべての言ことばをのべ終おはれる時ときかれらの下したなる土裂つちさけ 地ちその口くちを開ひらきてかれらとその家族かぞくの者ものな

四二 らびにコラに屬ぞくする一切すべての男等おとこらと一切すべての所有品もちものを吞のみつくせり すなはち彼等かれらとかれらに屬ぞくする者ものはみな生いきなが
 四三 ら陰府よみに下くだりて地ちその上うへに閉とぢふさがりぬ彼等かれらかく會衆くわいしやうの中うちより滅ほろぼされたりしが 其その周圍まはりに居ゐたるイスラエ
 四四 ル人びとは皆みなかれらの叫喊さけびを聞きて逃にげはしり恐おそくは地ちわれらをも吞のみつくさんと言いひ 且かつまたエホバの許もとより火ひいでて

イ民一六・四五、一四 亞二二・一 來二二 二出三・一二 申一八 二三・一六 結一三 賽一〇・三 結五・九 五五・一五 二二 代上六・二
 五 五 九 二二 二九 九 一 四 九 約五 六 三 八 賽四 五 七 里民二六・一〇、二七 二、三七
 口民二七・一六 伯八創一九・一二、一四 一、四 九 約五 六 三 八 賽四 五 七 里民二六・一〇、二七 二、三七
 一三・一〇 傳二二 賽五二・一一 哥後 三六 入出二〇・五、三三 二二 一〇六・一七 一〇六・一八
 七 賽五七・二六 六・一七 默一八・四 水民二四・一三 耶 三四 伯三五・一五 子民一六・三三 詩 又民一六・一七、二六

ヲ民一六・一七
ヲ利二七・二八
カ彼二〇・二
一〇
ヨ民一七・一〇、二六
二六・一八
レ民一四・二
詩一〇
ツ民一六・一九、二〇
ナ民一六・二二、二〇
五三、八・一九、
一〇六・二九
タ民三・一〇
代下
六・二五
六
ネ民一六・二二、二四
ラ利一〇・六
民一
一・三三、一八
五代七二七・二四
詩一〇六・二九

かの香をそなへたる者二百五十人を焼つくせり

時にエホバ、モーセに告て言たまはく 汝祭司アロンの子エレアザルに告てその燃る火の中より彼の火

盤を取いださしめその中の火を遠方に傾すてよその火盤は聖なりたればなり 而してその罪を犯して生命を

喪へる者等の火盤は之を濶き展版となして祭壇を包むに用ひよ彼等エホバの前にそなへしに因て是は聖なりたれ

ばなり斯是はイスラエルの子孫に徴と爲べし 是において祭司エレアザル彼の焼死されし者等が用ひてそなへ

たる銅の火盤を取いだしければ之を濶く打展し之をもて祭壇を包み 之をイスラエルの子孫の記念の物と爲り

是はアロンの子孫たらざる外人が近りてエホバの前に香を焚こと無らんため亦かゝる人ありてコラとその黨類の

ごとくにならざらん爲なり是みなエホバがモーセをもて彼にのたまひし所に依るなり

その翌日イスラエルの子孫の會衆みなモーセとアロンにむかひて 咥き汝等はエホバの民を殺せりと言ひ

會衆集りてモーセとアロンに敵する時集會の幕屋を望み觀に雲ありてこれを覆ひエホバの榮光顯れをる

時にモーセとアロン集會の幕屋の前にいたりけるに エホバ、モーセに言たまひけるは 汝らこの會衆

をはなれて去れ我直にこれをほろぼさんとす是において彼等二人は俯伏ぬ 斯てモーセ、アロンに言けるは

汝火盤を執り壇の火を之にいれ香をその上に盛て速かにこれを會衆の中に持ゆき之がために贖罪を爲せ其はエホ

バ震怒を發したまひて疫病すでに始りたればなりと アロンすなはちモーセの命ぜしごとくに之を執て會衆の

中に奔ゆきけるに疫病すでに民の中に始まり居たれば香を焚て民のために贖罪を爲し 既に死者と尙生る者

との間に立ければ疫病止まれり コラの事によりて死たる者の外この疫病に死たる者は一萬四千七百人なりき

五〇 而してアロンはモーセの許にかへり集會の幕屋の門にいたれり疫病は斯やみぬ

一一 第一十七章
一 エホバ、モーセに告て言給はく 汝イスラエルの子孫に語り之が中よりその各箇の父祖の家に
したがひて杖一本づゝを取れ即ちその一切の牧伯等よりその父祖の家に循ひて杖都合十二本を取り

二 其の人等の名を各々その杖に書せ 三 レビの杖には汝アロンの名を書せ其はその父祖の家の長たる者各箇杖一本
を出すべければなり 四 而して集會の幕屋の中我が汝等に會ふ處なる律法の櫃の前に汝之を置べし 五 我が選め

六 人の杖は芽さん我かくイスラエルの子孫が汝等にむかひて咄くところの怨言をわが前に止むべし 七 モーセか
くイスラエルの子孫に語りければその牧伯等のおの杖一本づゝを之に付せり即ち牧伯等のおのその父祖の家
にしたがひて一本づゝを出したればその杖あはせて十二本アロンの杖もその杖の中にあり 八 モーセその杖を皆

律法の幕屋の中にてエホバの前に置り

九 斯てその翌日モーセ律法の幕屋にいりて視るにレビの家のために出せるアロンの杖芽をふき蕾をなし花咲

十 巴旦杏の果を結べり 十一 モーセその杖をことごとくエホバの前よりイスラエルの子孫の所に取いだしければ彼

ら見ておのおの自分の杖を取り 十二 時にエホバまたモーセに言たまはく汝アロンの杖を律法の櫃の前に携へかへ

り其處にたくはへ置てこの背反者等のために徴とならしめよ斯して汝かれらの怨言を全く取のぞきかれらをして

死ざらしむべし 十三 モーセすなはち然なしエホバの己に命じたまへる如くせり

十四 イスラエルの子孫モーセに語りて曰ふ嗚呼我等は死ん我等は滅びん我等はみな滅びん 十五 凡そエホバの幕

屋に徴にても近く者はみな死るなり我等はみな死断べき歟

イ出二五・二二、二九 口民一六・五
・四二、四三、三〇 八民一六・一一 一八・二 徒七・四四 ト民一七・五
三六 二出三八・二二 民 へ民一六・三八 一八・四、七 一八・四、七

一 民一七・一三
 又出二八・三八
 ル創二九・三四
 ヲ民三・六・七
 ワ民三・一〇
 六 民三・二五・三一・三
 七 利二四・三民
 八・二
 九 民一六・四〇
 十 民四・一五
 十一 民三・一〇
 十二 出二七・二一・三〇
 十三 利二四・三民
 十四 民一六・四四
 十五 民三・一二・四五
 十六 民三・九・八・一九
 十七 民三・一〇・一八・五
 十八 民三・一〇・一八・五
 十九 民三・一〇・一八・五
 二十 民三・一〇・一八・五
 二十一 民三・一〇・一八・五
 二十二 民三・一〇・一八・五
 二十三 民三・一〇・一八・五
 二十四 民三・一〇・一八・五
 二十五 民三・一〇・一八・五
 二十六 民三・一〇・一八・五
 二十七 民三・一〇・一八・五
 二十八 民三・一〇・一八・五
 二十九 民三・一〇・一八・五
 三十 民三・一〇・一八・五
 三十一 民三・一〇・一八・五
 三十二 民三・一〇・一八・五
 三十三 民三・一〇・一八・五
 三十四 民三・一〇・一八・五
 三十五 民三・一〇・一八・五
 三十六 民三・一〇・一八・五
 三十七 民三・一〇・一八・五
 三十八 民三・一〇・一八・五
 三十九 民三・一〇・一八・五
 四十 民三・一〇・一八・五
 四十一 民三・一〇・一八・五
 四十二 民三・一〇・一八・五
 四十三 民三・一〇・一八・五
 四十四 民三・一〇・一八・五
 四十五 民三・一〇・一八・五
 四十六 民三・一〇・一八・五
 四十七 民三・一〇・一八・五
 四十八 民三・一〇・一八・五
 四十九 民三・一〇・一八・五
 五十 民三・一〇・一八・五

第一八章

一 斯てエホバ、アロンに告て言たまはく汝と汝の子等および汝の父祖の家の者は聖所に關れる罪を
 その身に擔當べしまた汝と汝の子等は汝らがその祭司の職について獲ところの罪をその身に擔當べ

二 汝また汝の兄弟たるレビの支派の者すなはち汝の父祖の支派の者等をも率て汝に合せしめ汝に事しむべし

三 但し汝と汝の子等は律法の幕屋の前に侍るべきなり 彼らは汝の職守と聖所の職守とを守るべし只聖所の

四 器具と壇とに近くべからず恐くは彼等も汝等も死るならん 彼等は汝に合して集會の幕屋の職守を守り幕屋の

五 諸の役事をなすべきなり外人は汝らに近づく可らず 斯なんぢらは聖所の職守と祭壇の職守を守るべし然せ

六 ばエホバの震怒かさねてイスラエルの子孫に及ぶこと有じ 視よ我なんぢらの兄弟たるレビ人をイスラエルの

七 子孫の中より取りエホバのために之を賜物として汝らに賜ふて集會の幕屋の役事を爲しむ 汝と汝の子等は

八 祭司の職を守りて祭壇の上と障蔽の幕の内の一切の事を執おこなひ斯ともに勤むべし我祭司の職の勤務を賜物と

九 して汝らに賜ふ外人の近く者は殺されん

一〇 エホバ又アロンに言たまはく我イスラエルの子孫の諸の聖禮物の中我に擧祭とするところの者をもて汝

一〇 に賜ひて得さす即ち我これを汝と汝の子等にあたへてその分となさしめ是を永く例となす 斯のごとく至聖

一〇 禮物の中火にて燒さる者は汝に歸すべし即ちその我に獻る諸の禮物素祭罪祭愆祭等みな至聖くして汝と汝ら

一〇 の子等に歸すべし 至聖所にて汝これを食ふべし男子等はみなこれを食ふことを得是は汝に歸すべき聖物た

一〇 るなり 汝に歸すべき物は是なり即ちイスラエルの子孫の獻る擧祭と搖祭の物我これを汝と汝の男子と女子に

三 與へ是を永く例となす汝の家の者の中潔き者はみな之を食ふことを得るなり 油の嘉者酒の嘉者穀物の嘉者な

三 凡てエホバに獻るその初の物を我なんぢに與ふ 最初に成る國の産物の中エホバに携へたる者は皆なんぢに

四 歸すべし汝の家の者の中潔き者はみな之を食ふことを得るなり イスラエルの人の獻納る物は皆汝に歸すべし

五 凡そ血肉ある者の首出子にしてエホバに獻らるゝ者は人にもあれ畜にもあれ皆なんぢに歸すべし但し人の

六 首出子は必ず贖ふべくまた汚れたる畜獸の首出子も贖ふべきなり 之を贖ふにはその人の生れて一箇月に至れ

七 後に汝その估價に依り聖所のシケルに循ひて銀五シケルに之を贖ふべし一シケルはすなはち二十ゲラなり

八 然ど牛の首出子羊の首出子山羊の首出子は贖ふべからず是等は聖しその血を壇の上に灑ぎまたその脂を焚て

九 火祭となしてエホバに馨しき香をたてまつるべし その肉は汝に歸すべし揺る胸と右の腿とおなじく是は汝に

十 歸するなり イスラエルの子孫がエホバに獻て擧祭とする所の聖物はみな我これを汝と汝の男子女子に與へこ

十一 れを永く例となす是はエホバの前において汝と汝の子孫に對する鹽の契約にして變らざる者なり エホバまた

十二 アロンに告たまはく汝はイスラエルの子孫の地の中に産業を有べからずまた彼等の中に何の分をも有べからず彼

十三 らの中において我は汝の分汝の産業たるなり

十四 またレビの子孫たる者には我イスラエルの中において物の十分の一を與へて之が産業となし其なすところ

十五 の役事すなはち集會の幕屋の役事に報ゆ イスラエルの子孫はかさねて集會の幕屋に近づくべからず恐くは罪

十六 を負て死ん 第レビ人集會の幕屋の役事をなすべしまた彼らはその罪を自己の身に負べし彼等はイスラエルの

イ利二二・二、三、	ハ出二二・二九	ヘ利二七・二八	リ利二七・二、六	民	ナ利三二・五	一三・五	詩一六・五	結四四	九
一、二、三、	二出二三・二九、三三	ト出一三・二、二二	三・四、七	三三・四七	ワ出二九・二六、二八	タ申一〇・九、一二	二八	ソ民三・七、八	
口出二三・一九	民	二九、三四、二六	二九	利二七・二六	又出三〇・一三	利二	七・二五	民三・四七	
一八・二九、申一八、	利二・二四	民一五	民三・一三	七・二五	民三・四七	四	カ民一八・一一	書一三・一四、三三、	尼一〇・三七、一二
四、尼一〇・三五、	二九	申二六・二	申三三・一三、三四	二〇	ル申一五・一九	ヨ利二・一三	代下	一四・三、一八、七	四四
三六	ホ民一八・一一	二〇	ル申一五・一九	ヨ利二・一三	代下	一四・三、一八、七	四四	來七・五、八、	

ラ民一八・二二 申 七・二九、一八・一
 ム民一八・二〇 申 ウニ一〇・三八 ノ民一八・二七
 一〇・九、一四・二 井民一八・三〇 オ太一〇・一〇 路
 一〇・七 哥前九・一六 ク利一九・八、二二、マ申二・三、母前六
 一三 提前五・一八 ヤ利二二・二、一五 ケ利四・二二、二二、
 一六・二七 來一三 フ利四・六、一六・一
 四・一九 來九・一三

二四 子孫の中に産業の地を有ざる事をもてその例となして汝らの世代の子孫の中に永く之を守るべきなり
 エルの子孫が十に一を取り擧祭としてエホバに獻るところの物を我レビ人に與へてその産業となさしむるが故に
 我かれらにつきて言ひ彼等はイスラエルの子孫の中に産業の地を得べからずと

二五 エホバ、モーセに告て言たまはく 汝かくレビ人に告て之に言べし我がイスラエルの子孫より取て汝等に與へて産業となさしむるその什一の物を汝ら之より受る時はその什一の物の十分の一を獻てエホバの擧祭となすべし
 此のごとく汝等もまたイスラエルの子孫より受る一切の什一の物の中よりエホバに擧祭を獻げそのエホバの擧祭を祭司アロンに與ふべし
 汝らの受る一切の禮物の中より汝らはその嘉ところ即ちその聖き分を取てエホバの擧祭を獻べし
 汝かく彼等に言べし汝らその中より嘉ところを取て獻るに於てはその殘餘の物は汝等レビ人におけること禾場より取る物のごとく酒醴より取る物のごとくならん
 汝等と汝らの眷屬何處にても之を食ふことを得べし是は汝らが集會の幕屋に於て爲す役事の報酬たればなり
 汝らその嘉ところを獻るに於ては之がために罪を負ふこと有じ汝らはイスラエルの子孫の聖別て獻る物を汚すべからず恐くは汝ら死ん

第一九章

二一 エホバ、モーセとアロンに告て言たまはく エホバが命するところの律の例は是のごとし云く
 イスラエルの子孫に告て赤牝牛の全くして疵なく未だ軛を負しこと有ざる者を汝の許に牽きたらしめ
 汝ら之を祭司エレアザルに交すべし彼はまたこれを營の外に牽いだして自己の眼の前にこれを牽らしむべし
 而して祭司エレアザルこれが血を其指につけ集會の幕屋の表にむかひてその血を七次灑ぎ
 やがてその

六 牝牛を自己の眼の前に焼しむべしその皮その肉その血およびその糞をみな焼べし 大 その時祭司香柏と牛膝草と

七 紅の糸をとりて之をその焼る牝牛の中に投いるべし 七 かくて祭司はその衣服を洗ひ水にてその身を滌ぎて然

八 後營に入べし祭司の身は晩まで汚るゝなり 八 また之を焼たる者も水にその衣服を洗ひ水にその身を滌ぐべし

九 彼も晩まで汚るゝなり 九 斯て身の潔き人一人その牝牛の灰をかき斂めてこれを營の外の清淨處に蓄へ置べし是

一〇 イスラエルの子孫の會衆のために備へおきて汚穢を潔る水を作るべき者にして罪を潔むる物に當るなり 一〇 その

牝牛の灰をかき斂めたる者はその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなりイスラエルの子孫とその中に寄寓る

他國の人とは永くこれを例とすべきなり 二二 人の死屍に捫る者は七日の間汚る 二三 第三日と第七日にこの灰水を以て身を潔むべし然せば潔くならん然

ど若し第三日と第七日に身を潔むることを爲されば潔くならじ 二三 凡そ死人の屍に捫りて身を潔むることを爲さ

る者はエホバの幕屋を汚すなればイスラエルより斷るべし汚穢を潔むる水をその身に灑ざるによりて潔くならず

その汚穢なほ身にあるなり 二四 天幕に人の死ることある時に應用ふる律は是なり即ち凡てその天幕に入る者凡てその天幕にある物は七日

の間汚るべし 二五 凡そ蓋を取はなして蓋はざりし所の器皿はみな汚る 二六 凡そ刀劍にて殺されたる者または死屍

または人の骨または墓等に野の表にて捫る者はみな七日の間汚るべし 二七 汚れたる者ある時はかの罪を潔むる者

たる焼る牝牛の灰をとりて器に入れ活水を之に加ふべし 二八 而して身の潔き人一人牛膝草を執てその水にひたし

之をその天幕と諸の器皿および其處に居あはせたる人々に灑ぐべくまたは骨あるひは殺されし者あるひは死たる

イ出二九・一四 利四 八利一一・二五、一五 ホ民一九・三三・二〇、 二二・一 民五・二、 基二・一三

二二・一、三三・三三 九・六、一〇、三一・一 九・六、一〇、三一・一 九・六、一〇、三一・一 九・六、一〇、三一・一

口利一四・四、六、四九 二來九・一三 へ民一九・一六 利 一九 哀四・一四 チ利一五・三一 一七 民一九・九、八・七 三三・二〇

リ民一九・九、八・七 三三・二〇 又利七・二〇、二二・三 ヲ民一九・一 九・六、一〇、三一・一 九・六、一〇、三一・一 九・六、一〇、三一・一 九・六、一〇、三一・一

れしごとくエホバの前より杖を取り

一〇 アロンとともに會衆を磐の前に集めて之に言けるは汝ら背反者等よ聽け我等水をしてこの磐より汝らの

二 ために出しめん歟と 一 二 モーセその手を擧げ杖をもて磐を二度撃けるに水多く湧出たれば會衆とその獸畜ともに

三 飲り 一三 時にエホバ、モーセとアロンに言たまひけるは汝等は我を信ぜずしてイスラエルの子孫の目の前に我の

三 聖を顯さざりしによりてこの會衆をわが之に與へし地に導きいることを得じと 一三 是をメリバ(爭論)の水と

よべりイスラエルの子孫是がためにエホバにむかひて争ひたりしかばエホバつひにその聖ことを顯したまへり

一四 茲にモーセ、カデンより使者をエドムの王に遣して言けるは汝の兄弟イスラエルかく言ふ汝はわれらが遭

一五 し諸の艱難を知る 一五 そもそも我らの先祖等エジプトに下りゆきて我ら年ひさしくエジプトに住をりしがエジプ

一六 ト人われらと我らの先祖等をなやましたれば 一六 我らエホバに願はりけるにエホバわれらの聲を聽たまひ一箇の

天の使を遣して我らをエジプトより導きいだしたまへり視よ我ら今は汝の邊境の邊端にあるカデンの邑に居るな

一七 り 一七 願くは我らをして汝の國を通過しめよ我等は田畝をも葡萄園をも通過じまた井の水をも飲じ我らは第王の

一八 路を通過り汝の境をいづるまでは右にも左にもまがらじ 一八 エドム、モーセに言けるは汝我の中を通過べからず

一九 恐くは我いでて劍をもて汝にむかはん 一九 イスラエルの子孫エドムに言ふ我らは大道を通過ん若われらと我らの

二〇 獸畜なんぢの水を飲ことあらばその値を償ふべし我は徒行にて通過のみなれば何事にもあらざるなりと 然る

二一 にエドムは汝通過べからずといひて許多の群衆を率ゐて出で大なる力をもて之にむかへり 二一 エドムかくイスラ

イ民一七・一〇	一・三七、三二六、一三五	リ申二・四、二三七	九、三三・二〇、ソ士二一・一七	ナ民三三・三七
口詩一〇六・三三	三三・五一	阿一〇・一二	三三・二	ラ民二一・四
八出二七・六 申八	ホ利一〇・三 結二〇	又出一八・八	六 徒七・一九	タ民三二・二二 申二
一五 哥前一〇・四	四一、三六・二三、ト出一七・七	ル創四六・六 徒七	カ出二・二三、三・七	ツ申二・二七、二九
二民二七・一四 申	三八・一六 彼前三 士一・一六、一七	ヨ出三・二、一四・一	レ申二・六、二八	ネ申二・四、五、八 士
				一一・一八
				三三・五〇

ウ民二〇・一二
 申 才民三三・三八
 申 才民三三・三八
 申 ヤ民三三・四〇
 士一 才創二八・二〇
 士 才民二〇・二二、三三
 才出六・九
 ア詩七八・一九
 才出二九・二九、三〇
 申 才申三四・八
 才一 才創二八・二〇
 才 才民二〇・二二、三三
 才出六・九
 ア詩七八・一九
 才出二六・三、一七
 才哥前二〇・九
 才申八・一五

エルにその境の中を通過することを容さざりければイスラエルは他にむかひて去り

かくてイスラエルの子孫の會衆みなカデシより進みてホル山にいたれり エホバ、エドムの國の境なる

ホル山にてモーセとアロンに告て言たまはく アロンはその死たる民に列らんイスラエルの子孫に我が與へし

地に彼は入ことを得ざるべし是メリバの水のある處にて汝等わが言に背きたればなり 汝アロンとその子エレ

アザルをひきつれてホル山に登り アロンにその衣服を脱せてこれをその子エレアザルに衣せよアロンは其處

に死てその民に列るべしと モーセすなはちエホバの命じたまへるごとく爲し相つれだちて全會衆の目の前に

てホル山に登れり 而してモーセはアロンにその衣服をぬがせて之をその子エレアザルに衣せたりアロンは

其處にて山の巔に死り斯てモーセとエレアザル山よりくだりけるが 會衆みなアロンの死たるを見て三十日の

あひだ哀哭をなせりイスラエルの家みな然せり

茲に南の方に住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルが間者の道よりして來るといふを聞き

イスラエルを攻うちてその中の數人を擄にせり 是においてイスラエル誓願をエホバに立て言ふ

汝もしこの民をわが手に付したまはば我その城邑を盡く滅さんと エホバすなはちイスラエルの言を聽いれて

カナン人を付したまひければ之と其の城邑をことごとく滅せり是をもてその處の名をホルマ(殲滅)と呼なしたり

民はホル山より進みゆき紅海の途よりしてエドムを繞り通らんとせしがその途のために民心を苦めたり

すなはち民神とモーセにむかいて咬きけるは汝等なんぞ我らをエジプトより導きのぼりて曠野に死しめんとす

るや此には食物も無くまた水も無し我等はこの粗き食物を心に厭ふなりと 是をもてエバホ火の蛇を民の中に

第二二章

七 遣して民を咬しめたまひければイスラエルの民の中死者多かりき 是によりて民モーセにいたりて言けるは

我らエホバと汝にむかひて咬きて罪を獲たり請ふ汝エホバに祈りて蛇を我等より取はなさしめよとモーセすなは

八 ち民のために祈ければ エホバ、モーセに言たまひけるは汝蛇を作りてこれを杆の上に載おくべし凡て咬れた

九 る者は之を仰ぎ觀なば生べし モーセすなはち銅をもて一條の蛇をつくり之を杆の上に載おけり凡て蛇に咬れ

たる者その銅の蛇を仰ぎ觀ば生たり

二〇 イスラエルの子孫途に進みてオボテに營を張り またオボテより進み往きモアブの東の方に亘るところ

二二 の曠野においてイエアバリムに營を張り また其處より進みゆきてゼレデの谷に營を張り 其處より進みゆ

きてアルノンの彼旁に營を張りアルノンはアモリの境より出て曠野に流るゝ者にてモアブとアモリの間にありて

二四 モアブの界をなすなり 故にエホバの戦争の記に言るあり云くスバのワヘブ、アルノンの河 河の流即ち

二六 アルの邑に落下りモアブの界に倚る者と かれら其處よりベエル(井)にいたれりエホバがモーセにむかひて汝

民を集めよ我これに水を與へんと言たまひしはこの井なりき

二七 時にイスラエルこの歌を歌へり云く井の水よ湧あがれ汝等これがために歌へよ 此井は笏と杖とをもて

二九 牧伯等これを掘り民の君長等之を掘りと斯て曠野よりマツタナにいたり マツタナよりナハリエルにいたり

三〇 ナハリエルよりバモテにいたり バモテよりモアブの野にある谷に往き曠野に對するビスガの巔にいたれり

三二 かくてイスラエル使者をアモリ人の王シホンに遣して言しめけるは 我をして汝の國を通過しめよ我等

三三 は田畝にも葡萄園にも入じまた井の水をも飲じ我らは汝の境を出るまでは唯王の道を通りて行んのみと 然る

イ詩七八・三四 一三・一九 王上 一四、一五 士 二二・二二 三六 士 二九 五・二、一〇六、一一二 一一・二九 二二・二九 二〇・一七 二〇・一七 二二・二九 二九
口民二一・五 一三・六 德八 二四 ホ民三三・四三 二二・二二 三六 士 二九 五・二、一〇六、一一二 一一・二九 二二・二九 二〇・一七 二〇・一七 二二・二九 二九
ハ出八・八、二八 母前 二王下一八・四 約三 へ民三三・四四 二二・二二 三六 士 二九 五・二、一〇六、一一二 一一・二九 二二・二九 二〇・一七 二〇・一七 二二・二九 二九
レ申二・三三、二九

七 卷二二・二二、 一一、一三六・一九 ツ申二九、一八 賽 一一・七、三三三王下 ナ耶四八・一八、二二 三三二
 二四・八 尼九・二 歴二・九 一五・一 三三・一三 耶四八 ラ賽一五・二 ウ申三・一、二九・七 才民二一・二四 詩 ク申三三、四
 二 詩一三五・一〇、ソ 耶四八・四五、四六 ネ士一一・二四 王上 七、一三、 七、一三、 ム民三三・一 耶四八 井書一三・二二 一三五・一〇、一、一、 ヤ民三三、四八

にシホンはイスラエルに自己の境の中を通る事を容さざりき而してシホンその民をことごとく集め曠野にいでて

イスラエルを攻んとしヤハツに來りてイスラエルと戦ひけるが 二四 イスラエル刃をもて之を撃やぶりその地をア

ルノンよりヤボクまで奪ひ取りアンモンの子孫にまで至れりアンモンの子孫の境界は堅固なりき 二五 イスラエル

かくその城邑を盡く取り而してイスラエルはアモリ人の諸の城邑に住みヘシボンとそれに附る諸の村々に居る

ヘシボンはアモリ人の王シホンの都城なりシホンは曾てモアブの前の王と戦ひてかれの地をアルノンまで盡

くその手より奪ひ取しなり 二七 故に歌をもて云るあり曰く汝らヘシボンに來れシホンの城邑を築き建よ 二八 ヘシ

ボンより火出でシホンの都城より焔いでてモアブのアルを焚つくしアルノンの邊の高處を占る君王等を滅ぼせり

モアブよ汝は禍なる哉ケモシの民よ汝は滅ぼさるその男子は逃奔りその女子はアモリ人の王シホンに擄らる

るなり 三〇 我等は彼らを撃たふしヘシボンを滅ぼしてデボンに及び之を荒してまたノバに及びメデバにいたる

斯イスラエルの子孫はアモリ人の地に住たりしが 三一 モーセまた人を遣はしてヤゼルを窺はしめ遂にその

村々を取て其處にをりしアモリ人を逐出し 三三 轉てバシヤンの路に上り往きけるにバシヤンの王オグその民を盡く率ゐて出で之を迎へてエデレイに戦は

んとす 三四 エホバ、モーセに言たまひけるは彼を懼るゝ勿れ我かれとその民と其の地を盡く汝の手に付す汝

ヘシボンに住をりしアモリ人の王シホンに爲たるごとくに彼にも爲べしと 三五 是において彼とその子と其の民を

ことごとく撃ころし一人も生存る者なきに至らしめて之が地を奪ひたり

第二章 かくてイスラエルの子孫また途に進みてモアブの平野に營を張り此はヨルダンの此旁にしてエリ

コに對ふ

二ニ チツポルの子バラクはイスラエルが凡てアモリ人に爲たる所を見たり 是においてモアブ人大いにイス

四 ラエルの民を懼る是の數多きに因てなりモアブ人かくイスラエルの子孫のために心をなやましたれば すな

はちミデアンの長老等に言ふこの群衆は牛が野の草を餌食ふごとくに我等の四圍の物をことごとく餌食はんとす

五 とこの時にはチツポルの子バラク、モアブ人の王たり 彼すなはち使者をベトルに遣してベオルの子バラムを

招かしめんとすベトルはバラムの本國にありて河の邊に立ちその之を招かしむる言に云く茲にエジプトより出來

六 し民あり地の面を蓋ふて我の前にをる 然ば請ふ汝今來りて我ためにこの民を誣へ彼等は我よりも強ければな

り然せば我これを撃やぶりて我國よりこれを逐はらふを得ることあらん其は汝が祝する者は福德を得汝が誣ふ

者は禍を受くと我しればなりと

七 モアブの長老等とミデアンの長老等すなはち占卜の禮物を手にとりて出たちバラムにいたりてバラクの言

八 をこれに告たれば バラムかれらに言ふ今晩は此に宿れエホバの我に告るところに循ひて汝らに返答をなすべ

九 しと是をもてモアブの牧伯等バラムの許に居る 時に神バラムに臨みて言たまはく汝の許にをる此人々は何者

二〇 なるや バラム神に言けるはモアブの王チツポルの子バラク我に言つかはしけらく 茲にエジプトより出き

たりし民ありて地の面を蓋ふ請ふ今來りてわがために之を誣へ然せば我これに戦ひ勝てこれを逐はらふを得ること

三 ともあらんと 神バラムに言たまひけるは汝かれらとともに往べからず亦この民を誣ふべからず是は祝福るゝ

者たるなり 是においてバラム朝起てバラクの牧伯等に言けるは汝ら國に歸れよエホバ我が汝らとともに往く

イ士一一・二五 二二 申二三・四 書一三 一三・一、二 米六・ ホ民二三・七 申二三 十母前九・七、八 二二〇
口出一五・一五 二申二三・四 書一三 五 彼後二・一五 四 又民二三・二〇 羅
ハ民三一・八 書二三 二二、二四・九 尼 給一一 獸二・二四 八民二三・七 二二〇 三 民三三 一一・二九

ル民二二・六 下二八・二三 夕民二二・三五、二三 レ出四二四 九 彼後二・二六
ヲ民二四・一三 夕民二二・八 二二、二六、二四・ソ王下六・一七 但 猶一
ワ王上二二・一四 代 ヨ民二二・九 一三 一〇・七 徒二二・ツ彼後二・二六

一四 事をゆるさざるなりと 一四 モアブの牧伯たちすなはち起あがりてバラクの許にいたりバラクは我らとともに来る

ことを背せずと告たれば

一五 バラクまた前の者よりも尊き牧伯等を前よりも多く遣せり 一六 彼らバラクに詣りて之に言けるはチツボル

一七 の子バラクかく言ふ願くは汝何の障碍をも顧みずして我に來れ 一七 我汝をして甚だ大なる尊榮を得させん汝が

一八 我に言ところは凡て我これを爲べし然ば願くは來りて我ためにこの民を詛へ 一八 バラム答へてバラクの臣僕等に

言けるは假令バラクその家に盈るほどの金銀を我に與ふるとも我は事の大小を論ずわが神エホバの言を踰ては

一九 何を爲ことを得ず 然ば請ふ汝らも今晚此に宿り我をしてエホバの再び我に何と言たまふかを知しめよと

二〇 夜にいりて神バラクにのぞみて之に言たまひけるはこの人々汝を招きに來りたれば起あがりて之とともに往

け但し汝は我が汝につぐる言のみを行ふべし

二二 バラム翌朝起あがりてその驢馬に鞍おきてモアブの牧伯等とともに往り 二三 然るにエホバかれの往たるに

縁て怒を發したまひければエホバの使者かれに敵せんとて途に立り彼は驢馬に乗その僕二人はこれとともに在し

二三 驢馬エホバの使者が劍を手に拔持て途に立るを見驢馬途より身を轉して田圃に入ければバラク驢馬を打て

二四 途にかへさんとせしに 二四 エホバの使者また葡萄園の途に立り其處には此旁にも石垣あり彼旁にも石垣あり

二五 驢馬エホバの使者を見石垣に貼依てバラクの足を石垣に貼依たればバラクまた之を打り 二六 然るにエホバの

二七 使者また進みより狭き處に立けるが其處には右にも左にもまがる道あらざりしかば 二七 驢馬エホバの使者を見

二八 てバラクの下に臥たり是においてバラク怒を發し杖をもて驢馬を打けるに 二八 エホバ驢馬の口を啓きたまひたれ

二九 ば驢馬バラムにむかひて言ふ我なんぢに何を爲せばぞ汝かく三次我を打や 二九 バラム驢馬に言ふ汝われを侮るが

三〇 故なり我手に劍あらば今汝を殺さんものを 三〇 驢馬またバラムに言けるは我は汝の所有となりてより今日にいた

るまで汝が常に乗ところの驢馬ならずや我つねに斯のごとく汝になしたるやとバラムこたへて否と言ふ

三二 時にエホバ、バラムの目を啓きたまひければ彼エホバの使者の途に立て劍を手に拔持るを見身を鞠めて

三三 俯伏たるに エホバの使者これに言ふ汝なにとて斯三度なんぢの驢馬を打や我汝の道の直に滅亡にいたる

三三 者なるを見て汝に敵せんとて出きたれり 驢馬はわれを見て斯みたび身を轉して我を避たるなり是もし身を轉

三三 らして我を避すば我すでに汝を殺して是を生しおきしならん バラム、エホバの使者に言けるは我罪を獲たり

三五 我は汝が我に敵せんとて途に立るを知ざりしなり汝もし之を悪しとせば我は歸るべし エホバの使者バラムに

言けるはこの人々とともに往け但し汝は我が汝に告る言詞のみを宣べしとバラムすなはちバラクの牧伯等とともに

に往り 三六 さてまたバラクはバラムの來るを聞てモアブの境の極處に流るゝアルノンの旁の邑まで出ゆきて之を迎ふ

三七 バラクすなはちバラムに言けるは我ことさらに人を遣はして汝を招きしにあらずや汝なにゆる我許に來らざ

三八 りしや我あに汝に尊榮を得さすることを得ざらんや バラム、バラクに言けるは視よ我つひに汝の許に來れり

三九 然ど今は我何事をも自ら言を得んや我はたゞ神の我口に授る言語を宣んのみと 斯てバラムはバラクとともに

四〇 往てキリアテホソテに至りしが バラク牛と羊を宰りてバラムおよび之と偕なる牧伯等に餽れり

四一 而してその翌朝にいたりバラクはバラムを伴ひこれを携へてバアルの崇邱に登りイスラエルの民の極端

イ 彼二二・二一〇 六・一七 路二四・ 水 彼後二二・二四、一五 後二二・二二三 伯三 子民二二・二二三 四 代下二八・二二三
ロ 彼後二二・二一六 一六・三一 へ 母前二五・二四、三 四・三三、三三 子民二二・二一七 二四 二二・二二六、二四 二二・二二二
ハ 創二二・二一九 王下 二出三四・八 〇、二六・二二 母 子民二二・二二〇 又 民二二・二一七、二四 二二・二三 王上二二・二一
ワ 民二二・二二九 二二・二二九、二二 二二・二二九、二二 二二・二二九、二二 二二・二二九、二二
ヨ 民二二・二一五 二二・二一五、二二 二二・二一五、二二 二二・二一五、二二 二二・二一五、二二

民二四・一 二二・三五 申一八 三二・一五、二三 伯 二 米二・四 哈二 七
 民二三・一六 二八 耶一・九 二七・一、二九・一 六 六
 民二三・一六 民 二八、二四 時七八・二 結二七 米民二二・六、二一、一 七
 母一七・二〇 九 出三三・一六 喇九 二七 井一三・一六、二二 才民二二・一、一七、
 民二二・一六 民 二八、二四 時七八・二 結二七 米民二二・六、二一、一 七
 四七・二二、二三 二 弗二・一四 ノ詩一六・一五 ク二二・三、八
 を望ましむ

第二十三章

一 バラム、バラクに言けるは我ために此に七個の壇を築き此に七匹の牡牛と七匹の牡羊を備へよと
 二 バラクすなはちバラムの言るごとく爲しバラクとバラムその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を献げ
 三 たり 而してバラムはバラクにむかひ汝は燔祭の傍に立をれ我は往んとすエホバあるひは我に來りのぞみたま
 四 はんその我に示したまふところの事は凡てこれを汝に告んと言て一の高處に登りたるに 神バラムに臨みたま
 五 ひければバラムこれに言けるは我は七箇の壇を設けその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を献げたりと エホバ、
 六 バラムの口に言を授けて言たまはく汝バラクの許に歸りて斯いふべしと 彼すなはちバラクの許に至るにバラ
 七 クはモアブの諸の牧伯等とともに燔祭の傍に立をる バラムすなはちこの歌をのべて云くモアブの王バラク、
 八 スリアより我を招き寄せ東の邦の山より我を招き寄せ云ふ來りて我ためにヤコブを詛へ來りてわがためにイスラ
 九 エルを呪れと 神の詛はざる者を我いかで詛ふことを得んやエホバの呪らざる者を我いかで呪ることを得んや
 一〇 磐の頂より我これを觀岡の上より我これを望むこの民は獨り離れて居ん萬の民の中に列ぶことなからん 誰
 一 一 かヤコブの塵を計へ得んやイスラエルの四分一を數ふることを能せんや願くは義人のこととくに我死ん願くは
 二 わが終これが終にひとしかれ 是においてバラク、バラムに言けるは汝我に何を爲や我はわが敵を詛はしめん
 三 とて汝を携きたりしなるに汝はかへつて全くこれを祝せり バラムこたへて言けるは我は慎みてエホバの我口
 四 に授る事のみを宣べきにあらずや
 五 バラクこれに言けるは請ふ汝われとともに他の處に來りて其處より彼らを觀よ汝たゞ彼らの極端のみを觀

一四 ン彼らを全くは觀^{みる}ことを得^えざるべし請^こふ其處^{そこ}にて我^{わが}ために彼^{かれ}らを詛^{のろ}へと 一四 やがて之^{これ}を導^{みち}きてビスガの巔^{いたゞき}なる
 一五 斥^{ものみ}候^{はら}の原^{はら}に至^{いた}り七箇^{ななつ}の壇^{だん}を築^{きづ}きて壇^{だん}ごとに牡^{せうし}牛^{しうとつ}一匹^{いつぱつ}と牡^{せうじつ}羊^{じつとつ}一匹^{いつぱつ}を獻^{ささ}たり 一四 時にバラム、バラクに言^いけるは汝^{なんぢ}此
 一六 にて燔^{はんさい}祭^{かたはら}の傍^{たぢ}に立^たをれ我^{われ}またも往^{ゆき}て會^{あひま}見^まゆることをせんと 一六 エホバまたバラムに臨^{のぞ}みて言^{ことば}をその口^{くち}に授^{さづ}け汝^{なんぢ}バ
 一七 ラクの許^{もと}に歸^{かへ}りてかく言^いへとのたまひければ 一七 彼^{かれ}バラクの許^{もと}にかへりけるにバラクは燔^{はんさい}祭^{かたはら}の傍^{たぢ}に立^たをりモアブ
 一八 の牧^{つかさ}伯^{たち}等^らこれとともに居^をりしがバラクすなはちバラムにむかひエホバ何^{なに}と言^いしやと問^とければ 一八 バラムまたこの
 一九 歌^{うた}を宣^{のたま}たり云^いくバラクよ起^たちて聽^きけチツポルの子^こよ我^{われ}に耳^{みみ}を傾^{かたじ}けよ 一九 神^{かみ}は人^{ひと}のごとく謙^{いっは}ること无^なしまた人^{ひと}の子^この
 二〇 ごとく悔^くること有^あらずその言^いふところは之^{これ}を行^{おこな}はざらんやその語^{かた}るところは之^{これ}を成^な就^{じゆ}ざらんや 二〇 我^{われ}はこれがために
 二一 福祉^{さいはひ}をいのれとの命^{めい}令^{れい}を受^うく既^{すで}に之^{これ}に福祉^{さいはひ}をたまへば我^{われ}これを變^かるあたはざるなり 二一 エホバ、ヤコブの中に惡^{あじ}
 二二 き事^{こと}あるを見^みずイスラエルの中に憂^{うれ}患^へあるを見^みずその神^{かみ}エホバこれとともに在^{いま}し王^{わう}を喜^{よろこ}びて呼^よはる聲^{こゑ}その中^{なか}にあ
 二三 り 神^{かみ}かれらをエジプトより導^{みち}き出^いしたまふイスラエルは強^{つよ}きこと兇^{のろ}のごとし 二三 ヤコブには魔^{まじ}術^{じゆつ}なしイスラ
 二四 エルには占^{うら}卜^{なひ}あらず神^{かみ}はその爲^{なす}ところをその時^{とき}にヤコブに告^つげイスラエルにしめしたまふなり 二四 視^みよこの民^{たみ}は
 二五 牝^め獅^じ子^しのごとくに起^たちあがり牡^{せう}獅^じ子^しのごとくに身^みを興^{おこ}さん是^{これ}はその攫^{つか}得^{みえ}たる物^{もの}を食^{くら}ひその殺^{ころ}し、物^{もの}の血^ちを飲^のみは臥^ふ
 二六 ことを爲^なす 二五 是^{これ}においてバラクはバラムに向^{むか}ひ汝^{なんぢ}かれらを詛^{のろ}ふことをも祝^{しゆく}することをも爲^なすなかれと言^いけるに
 二七 バラムこたへてバラクに言^いふ我^{われ}はエホバの宣^{のたま}ふ事^{こと}は凡^{すべ}てこれを爲^なざるを得^えずと汝^{なんぢ}に告^つおきしにあらずやと
 二八 バラクまたバラムに言^いけるは請^こふ來^{きた}れ我^{われ}なんぢを他^{ほか}の處^{ところ}に導^{みち}き往^ゆん神^{かみ}あるひは汝^{なんぢ}が其^{その}處^{ところ}より彼^{かれ}らを我^{わが}ため
 二九 に詛^{のろ}ふことを善^{よし}とせんと 二八 バラクすなはちバラムを導^{みち}きて曠^{あらの}野^のに對^{たい}するベオルの巔^{いたゞき}に至^{いた}るに 二九 バラム、バラ

一民二三・一、二、三、ハ士三三・一〇、多一・二、雅一・一七、ヘ羅四・七、八、一四、又申三三・一七、伯一、
 口民二三・五、三三、ニ母前二五・二九、馬ホ創一二・二、二二、ト出二三・二二、二九、チ詩八九・一五、三九・一〇、一一、ヲ創四九・九、
 三五、三六、羅一・二九、一七、民二二・二二、四五、四六、三三、リ民二四・八、ル詩三一・二九、四四、ワ創四九・二七、
 一四、カ民二三・二二、二三、三三、王上二三・

ヨ民二三・一三
夕民二一・二〇
レ民二三・一
ソ民二三・三一、一五
ツ民二二・二
ネ民一一・二五 母前
一〇・一〇、一九
二〇、二三 代下

一五・一
ナ民二三・七、一八
ラ母前一九・二四 結
一・二八 但八・一
八、一〇・二五、一
六 哥後一二・二、
一七・二、一五

三、四 歌一・一〇、
一七
ム母前一五・九
オ母後五・二二 代上
一四・二
ク詩四五・五 耶五〇
九
ヤ民一四・九、二三・
二四
コ創一二・三、二七・
二九

マ詩二・九 斐三八・
一三 耶五〇・一七
ケ詩四五・五 耶五〇
九
ヲ創四九・九
二九
エ結二一、二四、一七、
二二・二三
チ民二三・一一 申
二二
ア民二二・一七、三七
サ民二三・一八

三〇 クに言けるは我ために七箇の壇を此に築き牡牛七匹 牡羊七匹を此に備へよと 三〇 バラクすなはちバラムの言るごとく爲しその壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻たり

第二十四章

一 バラムはイスラエルを祝することのエホバの心に適ふを視たれば此度は前の時のごとくに往て法術を求むる事を爲すその面を曠野に向て居り 二 バラム目を擧てイスラエルのその支派にしたが

三 ひて居るを觀たり時に神の靈かれに臨みければ 三 彼すなはちこの歌をのべて云くベオルの子バラム言ふ目の啓きたる人言ふ 四 神の言詞を聞き者能はざる無き者をまほろしに觀し者倒れ臥て其目の啓けたる者言ふ 五 ヤコ

六 ブよ汝の天幕は美しき哉イスラエルよ汝の住所は美しき哉 六 是は谷々のごとくに布列ね河邊の園のごとくエホ

七 バの栽し沈香樹のごとく水の邊の香柏のごとし 七 その桶よりは水溢れんその種は水の邊に發育んその王はアガ

八 グよりも高くなりその國は振ひ興らん 八 神これをエジプトより導き出せり是は強きこと咒のごとくその敵なる

九 國々の民を呑つくしその骨を推き矢をもて之を衝とほさん 九 是は牡獅子のごとくに身をかどめ牡獅子のごとくに臥す誰か敢てこれを起さんやなんぢを祝するものは福祉を得なんぢをのろふものは災禍をかうむるべし

一〇 ことにおいてバラクはバラムにむかひて怒を發しその手を拍ならせり而してバラク、バラムにいひけるは

二 我はなんぢをしてわが敵を誑はしめんとてなんぢを招きたるに汝は却て斯三度までも彼らを大に祝したり 二 然

三 ば汝今汝の處に奔り往け我は汝に大なる尊榮を得させんと思ひたれどエホバ汝を阻めて尊榮を得るに至らざら

四 しむ 三 バラム、バラクに言けるは我は汝が我に遣し、使者等に告て言ざりしや 三 假令バラクその家に盈るほ

五

六

どの金銀を我に與ふるとも我はエホバの言を踰て自己の心のまゝに善も悪きも爲ことを得ず我はエホバの宣まふ

事のみを言べしと 今われは吾民にかへる然ば來れ我この民が後の日に汝の民に爲んとこの事を汝に告しら

せんと すなはちこの歌をのべて云くベオルの子バラム言ふ目の啓きたる人言ふ 神の言を聞るあり至高者

を私の知識あり能はざる無き者をまぼろしに觀倒れ臥て其目の啓けたる者言ふ 我これを見ん然ど今にあらず

我これを望まん然ど近くはあらずヤコブより一箇の星いでんイスラエルより一條の杖おこりモアブを此旁より

彼旁に至まで撃破りまた鼓譟者どもを盡く滅すべし 其敵なるエドムは是が産業となりセイルは之が産業と

ならんイスラエルは盛になるべし 權を乗る者ヤコブより出で遣れる者等を城より滅し絶ん バラム又アマ

レクを望みこの歌をのべて云くアマレクは國々の中の最初なる者なり其終には滅び絶るに至らん 亦ケニ人を

望みこの歌をのべて云く汝の住所は堅固なり汝は磐に巢をつくる 然どカインは亡て終にアツスリアの爲に

擄へ移されん 彼亦この歌をのべて云く嗟神これを爲たまはん時は誰か生ることを得ん キツテムの方より

船來てアツスリアを攻なやましエペルを攻なやますべし而して是もまた終に亡失ん 斯てバラムは起あがりて

自己の處に歸り往きぬバラクも亦去ゆけり

第二十五章

イスラエルはシツテムに止まり居けるがその民モアブの婦女等と姪をおこなふことを始めたり
その婦女等其神々に犠牲を獻る時に民を招けば民は往て食ふことを爲しかつその神々を拜めり

イスラエルかくバアルベオルに附ければイスラエルにむかひてエホバ怒を發したまへり エホバすなはち

イ創四九・一 但二・一六 六〇・八、九、一二 一レ民三一・一六 哥前 哥前一〇・二〇
二八、一〇・二四 へ創四九・一〇 詩 三三〇 木出二〇・五
口米六・五 歌二・一四 一〇・二 又出一七・八 力創一〇・二二、二五 一〇六・二八 何九
八民二四・三、四 ト母後八・二 耶四八 九出二七・一四 母前 日民三一・八 一〇六・二八 何九
二歌一・七 四・五 一五・三、八 夕民三三・四九 書二 一〇・二〇
ホ太二・二 歌三三・ 子母後八・一四 詩 子創一五・一九 一 米六・五 一ツ出三四・一五、一六
ラ申四・三 書三二・ 一七
ム民二五・一一 申 一三・一七
ウ出一八・二二、二五 井出三二・二七、中
一三・六、九、一三、 一五

ペオルの事とその姉妹なるミデアンの牧伯の女すなはちペオルのために疫病の起れる日に殺されしゴズビの事に
おいて汝らを惑したればなり

第二十六章

疫病の後エホバ、モーセと祭司アロンの子エレアザルに告て言たまはく
イスラエルの全會衆
の總數をその父祖の家にしたがひて核ベイスラエルの中凡そ二十歳以上にして戦争に出るに勝る者

を數へよと
モーセ及び祭司エレアザルすなはちエリコに對してヨルダンの邊にあるモアブの平野に於てかれ

らに告て言けるは
エジプトの地より出きたれるモーセとイスラエルの子孫にエホバの命じ給へる如く汝ら

其中の二十歳以上の者を計へよ

イスラエルの長子はルベン、ルベンの子孫はヘノクよりヘノク人の族出でバルよりバル人の族出で

ヅロンよりヘヅロン人の族出でカルミよりカルミ人の族出づ
ルベンの宗族は是のごとくにしてその核數られ

し者は四萬三千七百三十人
またバルの子はエリアブ
エリアブの子はネムエル、ダタン、アビラムこのダ

タンとアビラムは會衆の中に名ある者にてコラの黨類とともにモーセとアロンに逆ひてエホバに悖りし事ありし

が
地その口を開きて彼らとコラとを呑みその黨類二百五十人は火に焼れて死うせ人の鑑戒となれり
但し

コラの子等は死ざりき

シメオンの子孫はその宗族に依ば左のごとし
ネムエルよりはネムエル人の族出でヤミンよりはヤミン人の

族出でヤキンよりはヤキン人の族出で
ゼラよりはゼラ人の族出でシヤウルよりはシヤウル人の族出づ

メオン人の宗族は是の如くにして其數られし者は二萬二千二百人

イ三〇・一二、三八、八民二六・六三、三三 二民一・一
二五、二六 民一・二 一、三、二二、ホ創四六・八 出六・
口民一・三 三三・四八、三五・一 一四 代上五・一
ヘ民一六・一、二、一〇・六 彼後二・六 又創四六・一〇 出六 一、一五
ト民一六・三三、三五 一、二、三、四、代上六
チ民一六・三八 哥前 一、二、三
ル代上四・二四

一六
 一七
 一八
 一九
 二〇
 二一
 二二
 二三
 二四
 二五
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇

一五 ガドの子孫は其宗族に依ば左の如しゼボンよりはゼボン人の族出でハギよりはハギ人の族出でシユニよりはシユニ人の族出で

一六 オズニよりはオズニ人の族出でエリよりはエリ人の族出で

一七 アロドよりはアロド人の族出でアレリよりはアレリ人の族出づ

一八 ガドの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は四萬五百人

一九 ユダの子等はエルとオナン、エルとオナンはカナンの地に死たり

二〇 ユダの子孫はその宗族によれば左のごとしシラよりはシラ人の族出でペレヅよりはペレヅ人の族出でゼラよりはゼラ人の族出づ

二一 ペレヅの子孫は左のごとしヘヅロンよりはヘヅロン人の族出でハムルよりはハムル人の族出づ

二二 ユダの宗族は是のごとくにしてその核數られし者は七萬六千五百人

二三 イッサカルの子孫はその宗族によれば左のごとしトラよりはトラ人の族出でブワよりはブワ人の族出で

二四 ヤシユブよりはヤシユブ人の族出でシムロンよりはシムロン人の族出づ

二五 イッサカルの子孫は是のごとくにしてその數へられし者は六萬四千三百人

二六 ゼブルンの子孫はその宗族によれば左の如しセレデよりはセレデ人の族出でエロンよりはエロン人の族出で

二七 ヤリエルよりはヤリエル人の族出づ

二八 ゼブルン人の宗族は是のごとくにしてその核數られし者は六萬五百人

二九 ヨセフの子等は其の宗族に依ばマナセとエフライム

三〇 マナセの子等の中マキルよりマキル人の族出づマキル、ギレアデを生りギレアデよりギレアデ人の族出づ

三一 ギレアデの子孫は左のごとしイエゼルよりはイエゼル人の族出でヘレクよりはヘレク人の族出で

三二 アスリエルよりはアスリエル人の族出でシケムよりはシケム人の族出で

三三 なく惟女子ありしのみその名はマアラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザと曰ふ 三四 マナセの宗族は是のごとくに

してその核數られし者は五萬二千七百人

三五 エフライムの子孫はその宗族によれば左のごとしシユテラよりはシユテラ人の宗族出でベケルよりはベケ

三六 ル人の族出でタハンよりはタハン人の族出づ 三六 シユテラの子孫は左のごとしエランよりエラン人の族出づ

三七 エフライムの子孫の宗族は是のごとくにしてその核數られし者は三萬二千五百人ヨセフの子孫はその宗族に

依ば是のごとし

三八 ベニヤミンの子孫はその宗族によれば左のごとしベラよりはベラ人の族出でアシベルよりはアシベル人の

三九 族出でアヒラムよりはアヒラム人の族出で 三九 シユバムよりはシユバム人の族出でホバムよりはホバム人の族出

四〇 づ 四〇 ベラの子等はアルデとナアマン、アルデよりはアルデ人の族出でナアマンよりはナアマン人の族出づ

四一 ベニヤミンの子孫はその宗族に依ば是のごとくにしてその核數られし者は四萬五千六百人

四二 ダンの子孫はその宗族に依ば左のごとしシユハムよりシユハム人の族出づダンの宗族はその宗族によれば

四三 是の如し 四三 シユハム人の諸の族の中核數られし者は六萬四千四百人

四四 アセルの子孫はその宗族によれば左のごとしエムナよりはエムナ人の族出でエスイよりはエスイ人の族出

四五 でベリアよりはベリア人の族出づ 四五 ベリアの子孫の中へベルよりはへベル人の族出でマルキエルよりはマルキ

四六 エル人の族出づ 四六 アセルの女子の名はサラと曰ふ 四七 アセルの子孫の宗族は是のごとくにしてその核數られし

者五萬三千四百人

イ代上七・二〇 ハ創四六・二一 代上 ホ代上八・三
口創四六・二一 代上 八・一 へ創四六・二三
七・六 二創四六・二一 ト創四六・二七 代上 七・三〇

子創四六・二四 代上 又民一・四六 子民三三・五四 三、一四・二 九代上六・二、一六 又民三・二 一三三・一四、三三、
 七・二三 九書一・二、三、一四・ 子民三三・五四、三四 子創四六・二、一六 出六・ ヨ出二・二、二、六・二 子利一〇・二、二 民 子民一八・二〇、二三、
 代上七・二三 一 一三三 書一・二、二 一六、一七、一八、一 〇 三四代上三四・二 二四申一〇・九書 子民一四・三三、
 一 一三三 書一・二、二 一六、一七、一八、一 〇 三四代上三四・二 二四申一〇・九書 子民一四・三三、
 一 一三三 書一・二、二 一六、一七、一八、一 〇 三四代上三四・二 二四申一〇・九書 子民一四・三三、

四八 ナフタリの子孫はその宗族によれば左のごとしヤジエルよりヤジエル人の族出でグニよりグニ人の族出で
 四九 エゼルよりエゼル人の族出でシレムよりシレム人の族出づ ナフタリの宗族はその宗族によればかくのご
 とくにしてその核數られしものは四萬五千四百人
 五一 すなはちイスラエルの子孫の核數られし者は六十萬一千七百三十人なりき
 五二 エホバ、モーセに告て言たまはく この人々にその名の數にしたがひて地を分ち與へてこれが産業とな
 五三 さしむべし 人衆には汝多くの産業を與へ人寡には少の産業を與ふべし即ちその核數られし數にしたがひて
 五四 おのおの産業を受べきなり 但しその地は闡をもて之を分ちその父祖の支派の名にしたがひて之を獲べし
 五五 即ち闡をもてその産業を人衆き者と寡き者とに分つべきなり
 五七 レビ人のその宗族にしたがひて數へられし者は左のごとしゲルシヨンよりはゲルシヨン人の族出でコハテ
 五八 よりはコハテ人の族出でメラリよりはメラリ人の族出づ レビの族は左のごとしリブニ人の族へブロン人の族
 五九 マヘリ人の族ムシ人の族コラ人の族コハテ、アムラムを生り アムラムの妻の名はヨケベデといひてレビの
 女子なり是はエジプトにてレビに生れし者なりしがアムラムにそひてアロンとモーセおよびその姉妹ミリアムを
 六〇 生り アロンにはナダブ、アビウ、エレアザルおよびイタマル生る ナダブとアビウは異火をエホバの前に
 六一 さしむべし時死り その核數られし一箇月以上の男子は都合二萬三千人レビ人はイスラエルの子孫の中に産業を
 六二 與へられざるが故にイスラエルの子孫の中に核數られざるなり
 六三 是すなはちモーセと祭司エレアザルがヨルダンの邊なるエリコに對するモアブの平野にて數へたるイスラ

- 五 ち一匹の羔羊を朝に獻げ一匹の羔羊を夕に獻ぐべし 五 また麥粉一エバの十分の一に搗て取たる油一ヒンの四分
- 六 の一を混和て素祭となすべし 六 是すなはちシナイ山において定めたる常燔祭にしてエホバに馨しき香として
- 七 たてまつる火祭なり 七 またその灌祭は羔羊一匹に一ヒンの四分の一を用ふべし即ち聖所において濃酒をエホバ
- 八 のために灌ぎて灌祭となすべし 八 夕にはまた今一の羔羊を獻ぐべしその素祭と灌祭とは朝のごとくになし之を
- 九 獻げて火祭となしてエホバに馨しき香をたてまつるべし
- 一〇 べし 一〇 是すなはち安息日ごとの燔祭にして常燔祭とその灌祭の外なる者なり
- 二 二 また汝ら月々の朔日には燔祭をエホバに獻ぐべし即ち少き牡牛二匹 牡羊一匹 當歳の羔羊の全き者七匹を
- 三 獻げ 三 牡牛一匹には麥粉十分の三に油を和たるをもてその素祭となし牡羊一匹には麥粉十分の二に油をまじへ
- 四 たるをもてその素祭となし 四 羔羊一匹には麥粉十分の一に油を混和たるをもてその素祭となし之を馨しき香の
- 五 燔祭としてエホバに火祭をたてまつるべし 五 またその灌祭は牡牛一匹に酒一ヒンの半牡羊一匹に一ヒンの三分
- 六 の一羔羊一匹に一ヒンの四分の一を用ふべし是すなはち年の月々の中月ごとくに獻ぐべき燔祭なり 六 また常燔祭
- 七 とその灌祭の外に牡山羊一匹を罪祭としてエホバに獻ぐべし 七
- 八 正月の十四日はエホバの逾越節なり 八 またその月の十五日は節日なり七日の間酵いれぬパンを食ふべ
- 九 し 九 その首の日には聖會をひらくべし汝等何の職業をも爲べからず 九 汝ら火祭を獻げてエホバに燔祭たらし
- 一〇 するには少き牡牛二匹 牡羊一匹 當歳の羔羊七匹をもてすべし是等は皆全き者なるべし 一〇 その素祭には麥粉

イ出二二・六 ハ出二九・四〇 二五 子民一〇・一〇 母前 喇三・五 厄一〇・ 四六・六 何三・一 又民二八・三二、一五 二三・五 民九・三
 口出二六・三六 民 二利二・一 へ出二九・四二 二〇・五 代上二三 三三 賽一・二三、 一 西二・一六 一 二四 申一六・一 結四五
 一五・四 本出二九・四二 慶五 卜結四六・四 三二 代下二・四 一四 結四五・一七、 一 民一五・四一、二 九出二二・六、一八利 二一

ヲ利二三・六 力民二八・三一 ヨ民二八・一五
ヲ出二二・一六 利 二二・二〇 民二九 夕出二二・一六、一三
二三・七 八 申一五・二一 六 利二三・八 〇、一五 申一六・
レ出二三・一六、三四 一〇 徒二・一 二二 利二三・一 一
ナ利二三・二四 九 利二八・一九 九 民二八・三
民二五・一、二、三

二 油を和たるを用べし即ち牡牛一匹には麥粉十分の三を獻げ牡羊一匹には十分の二を獻げ 三 又また羔羊は七匹と

三 もその羔羊一匹ごとに十分の一を獻ぐべし 四 又また牡山羊一匹を罪祭に獻げて汝らのために贖罪をなすべし

三三 朝に獻ぐる常燔祭なる燔祭の外に汝ら是らを獻ぐべし 三四 是のごとく汝ら七日の間日ごとに火祭の食物を獻

三 げてエホバに馨しき香をたてまつるべし是は常燔祭とその灌祭の外に獻ぐべき者なり 三五 而して第七日には汝ら

聖會を開くべし何の職業をも爲べからず 二六 七七日の後すなはち汝らが新しき素祭をエホバに携へきたる初穂の日にも汝ら聖會を開くべし何の職業を

二七 も爲べからず 二七 汝ら燔祭を獻げてエホバに馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛二匹 牡羊一匹 當歳の

二八 羔羊七匹を獻ぐべし 二八 その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹に十分の三 牡羊一匹に十分の

二九 二を用ひ 二九 また羔羊には七匹ともに羔羊一匹に十分の一を用ふべし 三〇 また牡山羊一匹をさゝげて汝らのため

三一 に贖罪をなすべし 三一 汝ら常燔祭とその素祭とその灌祭の外に是等を獻ぐべし是みな全き者なるべし

一 七月にいたりその月の朔日に汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず是は汝らが喇叭を吹べ

二 第二十九章 二 汝ら燔祭をさゝげてエホバに馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹 牡羊一匹

三 當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし 三 其の素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹に十分の三

四 牡羊一匹に十分の二をもちひ 四 又また羔羊には七匹とも羔羊一匹に十分の一を用ふべし 五 又また牡山羊一匹を

六 罪祭に獻げて汝らのために贖罪をなすべし 六 是は月々の朔日の燔祭とその素祭および日々燔祭とその素祭と

灌祭の外なる者なり是らの物の例にしたがひて之をエホバにたてまつりて馨しき香の火祭となすべし

八七 またその七月の十日に汝ら聖會を開きかつ汝らの身をなやますべし何の職業をも爲べからず 汝らエホ

バに燔祭を獻げて馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊七匹是みな全き者なるべ

二〇九 し その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ち牡牛一匹に十分の三 牡羊一匹に十分の二を用ひ 一〇

二 た羔羊には七匹とも羔羊一匹に十分の一を用ふべし 二一 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は贖罪の罪祭と

常燔祭とその素祭と灌祭の外なる者なり

二二 七月の十五日に汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず汝ら七日の間エホバに向て節筵を守るべし

二三 汝ら燔祭を獻げてエホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち少き牡牛十三 牡羊二匹 當歳の羔羊十四

二四 是みな全き者なるべし その素祭には麥粉に油を混和たるを用ふべし即ちその十三の牡牛には各箇十分の三

二五 その二匹の牡羊には各箇十分の二を用ひ 一五 その十四の羔羊には各箇十分の一を用ふべし 一六 また牡山羊一匹を

罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり

二八七 第二日には少き牡牛十二 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 一八 その牡牛と牡羊と羔羊のため

一九 に用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 一九 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭およ

びその素祭と灌祭の外なり

二〇 第三日には少き牡牛十一 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 二二 その牡牛と牡羊と羔羊の

三三 ために用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 三三 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭

およびその素祭と灌祭の外なり

イ利一六・二九、二三 五八・五 水利三三・三四 申 へ 喇三・四 二八・七、一四
二七 八民二八・一九 一六・一三 結四五 卜民二九・三、四、九、 十民二九・一八
口詩三五・一三 賽 二利一六・三、五 二五 一〇、 一五・一二、 二八・七、一四
リ利二三・三六 又利二三・二 代上 三三・三一 代下 三三・三一、三、五 ル利七・一、一六、
三三・三三 賽一 三三・三三 賽一 三三・三三 賽一 三三・三三 賽一

三三 第四日には少き牡牛十匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 二四 その牡牛と牡羊と羔羊のため

三五 用ふる素祭と灌祭はその數に循ひて例のごとくすべし 二五 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭およ

三六 びその素祭と灌祭の外なり 二六 第五日には少き牡牛九匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 二七 その牡牛と牡羊と羔羊のため

三八 用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 二八 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭

三九 およびその素祭と灌祭の外なり 二九 第六日には少き牡牛八匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 三〇 その牡牛と牡羊と羔羊のため

三〇 用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三一 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭

三二 およびその素祭と灌祭の外なり 三二 第七日には少き牡牛七匹 牡羊二匹 當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし 三三 その牡牛と牡羊と羔羊のため

三三 用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三四 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是等は常燔祭

三四 およびその素祭と灌祭の外なり 三五 第八日にはまた汝ら會をひらくべし何の職業をも爲べからず 三六 燔祭を獻げてエホバに馨しき香の火祭を

三五 たてまつるべし即ち牡牛一匹 牡羊一匹 當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし 三七 その牡牛と牡羊と羔羊のために

三六 用ふる素祭と灌祭はその數にしたがひて例のごとくすべし 三八 また牡山羊一匹を罪祭に獻ぐべし是らは常燔祭

三七 およびその素祭と灌祭の外なり 三九 汝らその節期にはエホバに斯なすべし是らは皆汝らが願還のために獻げまたは自意の禮物として獻ぐる所

三九

民 數 紀 略

二九・二三——三九

三〇五

四〇の燔祭 素祭 灌祭および酬恩祭の外なり 四〇 モーセはエホバのモーセに命じたまへる事をことごとくイスラエルの子孫に告たり

第三〇章

一 モーセ、イスラエルの子孫の支派の長等に告て云ふエホバの命じたまふ事は是のごとし 人も
 二 一 しエホバに誓願をかけ又はその身に斷物をなさんと誓ひなばその言詞を破るべからずその口より出
 三 しごとく凡て爲べし 三 また女もし若くしてその父の家に居る時エホバに誓願をかけ又はその身斷物を爲こと
 四 あらんに 四(ホ) その父これが誓願またはその身に斷し斷物を聞て之にむかひて言ふこと無ば其かけたる誓願を行ひ
 五 またその身に斷し斷物を守るべし 五 然どその父これを聞る日に之を允さざるあらばその誓願およびその身に斷
 六 し斷物を凡て止ることを得べしその父の允さざるなればエホバこれを赦したまふなり
 七 六 もしまた夫に適く身にして自ら誓願をかけまたはその身に斷物せんと輕々しく口より言いだすことあらん
 八 七 その夫これを聞もそのこれを聞る日にこれに向ひて言ふこと無ばその誓願を行ひその身に斷し斷物を守る
 九 八 べし 八 されど夫もし之を聞る日にこれを允さざるならば之がかけし誓願または之がその身に斷物せんと輕々し
 一〇 九 く口に出ししところの事を空うするを得べしエホバはその女を赦したまふなり
 一〇 九 また寡婦あるひは去れたる婦人の誓願など凡てその身になしし斷物はこれを守るべし 一〇 婦女もしその夫
 二 一 の家において誓願をかけ又はその身に斷物せんと誓ふことあらんに 一 夫これを聞てこれに對ひて言ふことなく
 三 二 之を允さざること無ばその誓願は凡てこれを行ふべくその身に斷し斷物は凡てこれを守るべし 二 然どその夫も
 三 三 しこれを聞る日に全くこれを空うせばその誓願またはその斷物につき口より出しし事は凡て守るに及ばずその夫

イ民一・四、一六、七、二二、二一、三、九、徒二三・一四、二三・二五、五〇、一八、翁一・二五、
 二、〇、三五、傳五・四、二、詩五五・二〇、一四、六六・一三、一、詩五六・二二、
 口利二七・二、申二三、ハ利五・四、太一四、ホ伯三二・二七、詩、一四、一、一六・一四、ト創三・一六

ル番二二・八 母前 一八・二六 三一・三六、一八・タ民三一・三〇
三〇・二四 ワ民三一・四二一四七 三、四
ヲ民三一・三〇、四七、カ民三・七、八、二五、ヨ民一八・八、一九

二七 二八 總數をしらべ 二七 其の獲物を二分に分てその一を戦争にいでて戦ひし者に予へその一を全會衆に予へよ 而

二九 三〇 して戦ひに出し軍人をして人または牛または驢馬または羊おのおの五百ごとに一をとりてエホバに貢として奉つ
らしめよ 即ち彼らの一半より之をとりエホバの擧祭として祭司エレアザルに與へよ 三〇 またイスラエルの

三二 子孫の一半よりはその獲たる人または牛または驢馬または羊または種々の獸畜五十ごとに一を取りエホバの幕屋
の職守を守るところのレビ人にこれを與へよと 三二 モーセと祭司エレアザルすなはちエホバのモーセに命じたま

三三 へることく爲り 三三 其の掠取物すなはち軍人等が奪ひ獲たる物の殘餘は羊六十七萬五千 牛七萬二千 驢馬六萬一千
三五 人三萬二千是みな未だ男と寢て男しれる事あらざる女なり 三六 其の一半すなはち戦争にいでし者の分は羊三

三七 十三萬七千五百 三七 エホバに貢として奉つれる羊は六百七十五 三八 牛三萬六千その中よりエホバに貢とせし者は
三九 七十二 三九 驢馬三萬五百その中よりエホバに貢とせし者は六十一 四〇 人一萬六千その中よりエホバに貢とせし者

四一 は三十二人 四一 モーセその貢すなはちエホバの擧祭なる者を祭司エレアザルに與へたりエホバのモーセに命じた
まへる如し 四二

四三 四三 モーセが戦争に出しものより分ちとりてイスラエルの子孫に予へし一半 四三 すなはち會衆に屬する一半は
四四 羊三十三萬七千五百 四四 牛三萬六千 四四 驢馬三萬五百 四四 人一萬六千 四七 すなはちイスラエルの子孫のその一半

四七 四七 よりモーセ人と畜ともに各箇五十ごとに一を取りエホバの幕屋の職守をまもるレビ人に之を與へたりエホバのモ
一七に命じたまへることし

四八

時に其軍勢の帥士たりし者等すなはち千人の長百人の長等モーセにきたり

四九

我らの手に屬する軍人を數へたるにわれらの中一人も缺たる者なし

五〇

すなはち鏈子釧指環耳環頸玉等をエホバに携へきたりて禮物となし之をもて我らの生命のためにエホバの前

五一

に贖罪をなさんとす

五二

千人の長と百人の長たちがエホバに獻げて擧祭となせしその金は都合一萬六千七百五十シケル

五三

各箇その掠取物をもて自分の有となせり

五四

集會の幕屋に携へいりエホバの前におきてイスラエルの子孫の記念とならしむ

第三二章

その處は家畜に適き所なりければ

五

會衆の牧伯等に言けるは

五六

即ちエホバがイスラエルの會衆の前に撃ほろぼしたまひし國は家畜に適き所なるが我らは家畜あり

五七

ふ然ば我らもし汝の目の前に恩を獲たらば請ふこの地を僕等に與へて産業となさしめ我らをしてヨルダンを濟る

五八

こと無らしめよと斯いへり

五九

モーセ、ガドの子孫とルベンの子孫に言けるは汝らの兄弟たちは戰ひに往に汝らは此に坐しをらんとする

六〇

汝ら何ぞイスラエルの子孫の心を挫きてエホバのこれに賜ひし地に濟ることを得ざらしめんとするや

六一

汝らの先祖等も我がカデシバルネアより其地を觀に遣せし時に然なせり

イ民三〇・二二、一六	ニ民二一・三二	番	ホ民三二・三六	チ民二一・二四、三四	ル民一三・二四、三一	申一・三四
口申二〇・二四	一三・二五	母後	へ民三二・三八	リ民一三・三三、二六	申一・二四、二八	ワ民一四・二八、二九
ハ出三〇・一六	二四・五		ト民三二・三八	ヌ申一・二二		申一・三五
				ヲ民一四・二二、二一		

三三 おいて汝らの産業とならん 然ど汝らもし然せずば是エホバにむかひて罪を犯すなれば必ずその罪汝らの身に

三四 およぶと知べし 汝らその少者のために邑を建てその羊のために圈を建よ而して汝らの口より出せるところを

三五 爲せ ガドの子孫とルベンの子孫モーセにこたへて言けるはわが主の命じたまふごとく僕等行ふべし 我ら

三六 の少者と妻と羊と諸の家畜は此にギレアデの邑々に居べし 然ど僕等はおのおの戦争のために身をよろひて

三七 わが主の言たまふ如くエホバの前に涉りゆきて戦ふべし

三八 是においてモーセかれらの爲に祭司エレアザルとヌンの子ヨシユアとイスラエルの支派の族長等に命ずる

三九 事ありき すなはちモーセかれらに言けるはガドの子孫とルベンの子孫もし汝らとともにヨルダンを濟りゆき

四〇 各箇身をよろひてエホバの前に戦ひてこの地汝らに服ふにいたらば汝らギレアデの地をかれらに與へて産業とな

四一 さしむべし 然ど彼らもし汝らとともに身をよろひて濟りゆかずば彼らはカナンの地に於て汝らの中に産業を

四二 獲ざる可らず ガドの子孫とルベンの子孫こたへて言ふエホバが僕等に言たまふごとく我ら爲べし 我らは

四三 身をよろひてエホバの前にカナンの地に濟りゆきヨルダンの此旁なる我らの産業を保つことを爲べし

四四 是においてモーセはアモリ人の王シホンの國とバシヤンの王オグの國をもてガドの子孫とルベンの子孫と

四五 ヨセフの子マナセの支派の半とに與へたり即ちその國およびその境の内の邑々とその邑々の周圍の地とを之に與

四六 ふ ガドの子孫はデボン、アタロテ、アロエル アテロテ、シヨバン、ヤゼル、ヨグベハ ベテニムラ、

四七 ベテハラシなどの堅固なる邑を建て羊のために圈を建たり またルベンの子孫はヘシボン、エレアレ、キリヤ

四八 タイム、ネボ、パアルメオン等の邑を建てその名を更めまたシブマの邑を建たりその建たる邑々には新しき名

イ創四・七、四四・一、ハ書一・二四、ヘ申三・二二、一七、ト民二・二四、三三、リ申二・三六、チ民三三・二四、
六、祭五九・二二、二書四・二二、二九・八、書二・二六、三五、又民三三・一、三、ワ民二・二七、タ三三・三、出三三・
口三三・二六、三四、ホ書一・二三、一三・八、二二・四、チ民三三・四五、四六、ル民三三・三、カ祭四六・一、チ民三三・二四、
田民二二・四一、レ創五〇・二三、
五、書一三・三一、

一七、一
 一七、二
 一七、三
 一七、四
 一七、五
 一七、六
 一七、七
 一七、八
 一七、九
 一七、一〇
 一七、一一
 一七、一二
 一七、一三
 一七、一四
 一七、一五
 一七、一六
 一七、一七
 一七、一八
 一七、一九
 一七、二〇
 一七、二一
 一七、二二
 一七、二三
 一七、二四
 一七、二五
 一七、二六
 一七、二七
 一七、二八
 一七、二九
 一七、三〇
 一七、三一
 一七、三二
 一七、三三
 一七、三四
 一七、三五
 一七、三六
 一七、三七
 一七、三八
 一七、三九
 一七、四〇
 一七、四一
 一七、四二
 一七、四三
 一七、四四
 一七、四五
 一七、四六
 一七、四七
 一七、四八
 一七、四九
 一七、五〇
 一七、五一
 一七、五二
 一七、五三
 一七、五四
 一七、五五
 一七、五六
 一七、五七
 一七、五八
 一七、五九
 一七、六〇
 一七、六一
 一七、六二
 一七、六三
 一七、六四
 一七、六五
 一七、六六
 一七、六七
 一七、六八
 一七、六九
 一七、七〇
 一七、七一
 一七、七二
 一七、七三
 一七、七四
 一七、七五
 一七、七六
 一七、七七
 一七、七八
 一七、七九
 一七、八〇
 一七、八一
 一七、八二
 一七、八三
 一七、八四
 一七、八五
 一七、八六
 一七、八七
 一七、八八
 一七、八九
 一七、九〇
 一七、九一
 一七、九二
 一七、九三
 一七、九四
 一七、九五
 一七、九六
 一七、九七
 一七、九八
 一七、九九
 一七、一〇〇

三九 をつけたり またマナセの子マキルの子孫はギレアデに至りてこれを取り其處にをりしアモリ人を逐はらひければ
 四〇 モーセ、ギレアデをマナセの子マキルに與へて其處に住しむ またマナセの子ヤイルは往てその村々を取りこれをハラテヤイル（ヤイル村）と名けたり
 四二 またノバは往てケナテとその村々を取り自己の名にしたがひて之をノバと名けたり

第三章

一 イスラエルの子孫がモーセとアロンに導かれ其軍旅にしたがひてエジプトの國より出きたりて
 二 經たる旅路は左のごとし
 三 モーセ、エホバの命に依りその旅路にしたがひてこれが發程を記せり
 四 その發程によればその旅路は左のごとなり
 五 彼らは正月の十五日にラメセスより出立り即ち踰越の翌日にイスラエルの子孫は一切のエジプト人の目の前にて高らかなる手によりて出たり
 六 時にエジプト人はエホバに撃ころされし其長子を葬りて居りエホバはまた彼らの神々にも罰をかうむらせたまへり

五 イスラエルの子孫ラメセスより出立てスコテに營を張り
 六 スコテより出立て曠野の極端なるエタムに營を張り
 七 エタムより出立てバアルゼボンの前なるビハヒロテに營を張り
 八 ビハヒロテの前より出立ち海の中を通りて曠野にいりエタムの曠野に三日路ほど入てメラに營を張り
 九 メラより出立てエリムに至れりエリムには泉十二棕櫚七十本あり乃ち此に營を張り
 一〇 かくてエリムより出たちて紅海の邊に營を張り
 一一 紅海より出たちてシンの曠野に營を張り
 一二 シンの曠野より出たちてドフカに營を張り
 一三 ドフカより出たちてアルシに營を張り
 一四 アルシより出たちてレビデムに營を張り此には民の飲む水あらざりき
 一五 かくてレビデムより出たちてシナイの曠野に營を張り
 一六 シナイの曠野より出たちてキプロテハツタワに營を張り

一七 キプロテハツタワより出たちてハゼロテに營を張り 一八 リテマ

より出たちてリンモンバレッツに營を張り 二〇 リンモンバレッツより出たちてリブナに營を張り 二一 リブナより出

ちてリツサに營を張り 二三 リツサより出たちてケヘラタに營を張り 二四 ケヘラタより出たちてシヤベル山に營を

張り 二四 シヤベル山より出たちてハラダに營を張り 二五 ハラダより出たちてマケロテに營を張り 二六 マケロテよ

り出たちてタハテに營を張り 二七 タハテより出たちてテラに營を張り 二八 テラより出たちてミテカに營を張り

二九 ミテカより出たちてハシモナに營を張り 三〇 ハシモナより出たちてモセラに營を張り 三一 モセラより出たち

てベネヤカンに營を張り 三二 ベネヤカンより出たちてホルハギデガデに營を張り 三三 ホルハギデガデより出たち

てヨテバタに營を張り 三四 ヨテバタより出たちてアプロナに營を張り 三五 アプロナより出たちてエジオンゲベル

に營を張り 三六 エジオンゲベルより出たちてカデシのチンの曠野に營を張り 三七 カデシより出たちてエドムの國

の界なるホル山に營を張り 三八

三八 イスラエルの子孫がエジプトの國を出てより四十年の五月の朔日に祭司アロンはエホバの命によりてホル

山に登りて其處に死に 三九 アロンはホル山に死たる時は百二十三歳なりき

四〇 カナン地の南に住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルの子孫の來るを聞き

四一 かくてホル山より出たちてザルモナに營を張り 四二 ザルモナより出立てプノンに營を張り 四三 プノンより

出たちてオボテに營を張り 四四 オボテより出たちてモアブの界なるイエアバリムに營を張り 四五 イキムより出

ちてデボンガドに營を張り 四六 デボンガドより出たちてアルモンデブラタイムに營を張り 四七 アルモンデブラタ

イ民一一・三五 二創三六・二七 申 ホ申一〇・七 二二・四 五〇 三民二一・一〇
ロ民一一・一六 一〇・六 代上一 へ申二・八 王上九 一四 申一〇・六、三三 五民二一・一
ハ申一〇・六 四二 二六、二二、四八 二民二〇・二、二七、 申一〇・六、三三 五民二一・一
ヲ民二一・一〇 三民二一・一〇 四民二一・一〇 五民二一・一〇 六民二一・一〇 七民二一・一〇 八民二一・一〇 九民二一・一〇 十民二一・一〇 十一民二一・一〇 十二民二一・一〇 十三民二一・一〇 十四民二一・一〇 十五民二一・一〇 十六民二一・一〇 十七民二一・一〇 十八民二一・一〇 十九民二一・一〇 二十民二一・一〇 二十一民二一・一〇 二十二民二一・一〇 二十三民二一・一〇 二十四民二一・一〇 二十五民二一・一〇 二十六民二一・一〇 二十七民二一・一〇 二十八民二一・一〇 二十九民二一・一〇 三十民二一・一〇 三十一民二一・一〇 三十二民二一・一〇 三十三民二一・一〇 三十四民二一・一〇 三十五民二一・一〇 三十六民二一・一〇 三十七民二一・一〇 三十八民二一・一〇 三十九民二一・一〇 四十民二一・一〇 四十一民二一・一〇 四十二民二一・一〇 四十三民二一・一〇 四十四民二一・一〇 四十五民二一・一〇 四十六民二一・一〇 四十七民二一・一〇 四十八民二一・一〇 四十九民二一・一〇 五十民二一・一〇 五十一民二一・一〇 五十二民二一・一〇 五十三民二一・一〇 五十四民二一・一〇 五十五民二一・一〇 五十六民二一・一〇 五十七民二一・一〇 五十八民二一・一〇 五十九民二一・一〇 六十民二一・一〇 六十一民二一・一〇 六十二民二一・一〇 六十三民二一・一〇 六十四民二一・一〇 六十五民二一・一〇 六十六民二一・一〇 六十七民二一・一〇 六十八民二一・一〇 六十九民二一・一〇 七十民二一・一〇 七十一民二一・一〇 七十二民二一・一〇 七十三民二一・一〇 七十四民二一・一〇 七十五民二一・一〇 七十六民二一・一〇 七十七民二一・一〇 七十八民二一・一〇 七十九民二一・一〇 八十民二一・一〇 八十一民二一・一〇 八十二民二一・一〇 八十三民二一・一〇 八十四民二一・一〇 八十五民二一・一〇 八十六民二一・一〇 八十七民二一・一〇 八十八民二一・一〇 八十九民二一・一〇 九十民二一・一〇 九十一民二一・一〇 九十二民二一・一〇 九十三民二一・一〇 九十四民二一・一〇 九十五民二一・一〇 九十六民二一・一〇 九十七民二一・一〇 九十八民二一・一〇 九十九民二一・一〇 一百民二一・一〇

レ民二一・二〇 申 卷三・一七
 三二・四九 ナ出二二・二四、三三、
 三三・一三 申七・ 五五
 ツ民二五・一 卷二・一 三四・一三 申七・ 五五
 二・五、一二・三 卷 三・三 詩一〇六・三
 七 詩七八・五五、 ノ創一四・三 卷一五 ヤ書一五・三、四
 八
 ネ申七・二、九、一 一・二、二、三、二、二 四、三六 出三三・ 四七・二四
 三三 結二八・二四 井書一五・一 結四七 ク民一三・二六、三三
 ウ創一七・八 申一・ 二・三
 一〇五・二一 結 二・二
 オ書一五・三

四八 イムより出たちてネボの前なるアバリムの山々に營を張り アバリムの山々より出たちてエリコに對するヨル

四九 ダンの邊なるモアブの平野に營を張り すなはちモアブの平野においてヨルダンの邊に營を張りベテエシモテ

よりアベルシツテムにいたる

五〇 エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバ、モーセに告て言たまはく イスラエル

五二 の子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナンの地に入る時は その地に住る民をことごとく汝らの前

五三 より逐はらひその石の像をことごとく毀ちその鑄たる像を毀ちその崇邱をことごとく毀ちつくすべし 汝ら

五四 その地の民を逐はらひて其處に住べし其は我その地を汝らの産業として汝らに與へたればなり 汝らの族にし

五五 たがひ鬮をもてその地を分ちて産業となし人多きには多くの産業を與へ人少きには少しの産業を與ふべし各人の

分はその鬮にあたる處にあるべきなり汝らその先祖の支派にしたがひて之を獲べし 然ど汝らもしその地に

住る民を汝らの前より逐はらはずば汝らが存しおくとおの者汝らの目に刺となり汝の脇に棘となり汝らの住む

五六 國において汝らを惱さん 且また我は彼らに爲んと思ひし事を汝らに爲ん

第三四章

一 エホバ、モーセに告て言たまはく イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らがカナンの地にい

る時に汝らに歸して産業となる地は是なり即ち是カナンの地その境に循へる者 汝らの南の方は

エドムに接するチンの曠野より起り南の界は鹽海の極端より東の方にいたるべし また汝らの界は南より繞り

てアクラビムの坂にいたりてチンに赴き南よりカデシバルネアに亘りハザルアダルに進みアズモンに赴くべし

五 その界はまたアズモンより繞りてエジプトの河にいたり海におよびて盡べし

六 西の界においては大海をもてその界とすべし是を汝らの西の界とす

七 汝らの北の界は是のごとし即ち大海よりホル山までを畫り

八 ホル山よりハマテの入口までを畫りその界をしてゼダデまで亘らしむべし

九 またその界はジフロンに進みハザルエノンにいたりて盡べし是を汝らの北の界とす

一〇 汝らの東の界はハザルエノンよりシバムまでを畫るべし

一一 またその界はアインの東の方においてシバムよりリブラに下りゆくべし斯その界は下りてキンネレテの海の東の傍に抵り

一二 その界ヨルダンに下りゆきて鹽海におよびて盡べし汝らの國はその周圍の界に依は是のごとくなるべし

一三 モーセ、イスラエルの子孫に命じて言けるは是すなはち汝らが圍をもて獲べき地なりエホバこれを九の

一四 支派と半支派とに與へよと命じたまふ

一五 そはルベンの子孫の支派とガドの子孫の支派はともにその宗族にしたがひてその産業を受けまたマナセの半支派もその産業を受たればなり

一六 この二の支派と半支派とはエリコに對するヨルダンの彼旁すなはちその東日の出る方においてその産業を受たり

一七 エホバまたモーセに告て言たまはく

一八 汝らまた各箇の支派より牧伯一人づつを簡びて地を分つことを爲しむべし

一九 その人々の名は是のごとしユダの支派にてはエフンネの子カルブ

二〇 シメオンの子孫の支派にてはアミホデの子サムエル

二一 ベニヤミンの支派にてはキスロンの子エリダデ

二二 ダンの子孫の支派の牧伯はヨグリの子ブツキ

二三 ヨセフの子孫すな

イ創一五・一八 香 一四・二五 一五・四、四七 王 口民三三・三七 二結四七・一五 上八・六五 賽二七 八民一三・二一 王下 ホ結四七・一七 へ王下二三・三三 耶 二、一九・三五 太 一四・二、三 一四・三四 路五・一 一、二 又民三二・三三 香 五一 一四・二、三 一四・一、一九 一、四、一六

ワ 卷一四・三、四、二一 卷三五・一三 申四 一三三、二二、二七、タ 卷二一・三三
二 卷四五・一、四一 卷二〇・二、三三、三六、三八 卷二六・五四 卷二六・五四
四八・八 七、八、二一・三、ヨ 卷二一・四一 卷二一・四一 卷二一・四一 卷二一・四一
ツ 出二一・二三

二四 はちマナセの子孫の支派の牧伯はエボデの子ハニエル 二四 エフライムの子孫の支派の牧伯はシフトンの子ケムエ
二五 ル 二五 ゼブルンの子孫の支派の牧伯はバルナクの子エリザパン 二六 イッサカルの子孫の支派の牧伯はアザンの子
二七 パルテエル 二七 アセルの子孫の支派の牧伯はシロミの子アヒウデ 二八 ナフタリの子孫の支派の牧伯はアミホデの
二九 子バダヘル 二九 カナンの地においてイスラエルの子孫に産業を分つことをエホバの命じたまへる人は是のごとし
一 エリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバ、モーセに告て言たまはく 二

第三十五章

一 スラエルの子孫に命じてその獲たる産業の中よりレビ人に住べき邑々を與へしめよ汝らまたその邑
二 邑の周圍に郊地をつけてレビ人に與ふべし 三 その邑々は彼らの住べき所その郊地は彼らの家畜貨財および諸の
四 獸をおくところたるべし 四 汝らがレビ人に與ふる邑々の郊地は邑の石垣より外四周一千キュビトなるべし
五 すなはち邑の外に於て東の方に二千キュビト南の方に二千キュビト西の方に二千キュビト北の方に二千キュビ
六 トを量り邑をその中にあらしむべし彼らの邑の郊地は是のごとくなるべし 六 汝らがレビ人に與ふる邑々は是の
七 ごとくなるべし即ち逃遁邑六を與ふべし是は人を殺せる者の其處に逃るべきための者なり此外にまた邑四十二を
八 與ふべし 七 汝らがレビ人に與ふる邑は都合四十八邑これらを其郊地とともに與ふべし 八 汝らイスラエルの子孫
九 の産業の中よりレビ人に邑を與ふるには多く有る者は多く與へ少く有る者は少く與へ各人その獲たる産業にした
一〇 がひてその邑々を之に與ふべし 九
九 エホバまたモーセに告て言たまはく 一〇 イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝らヨルダンを濟りてカナ
一 ンの地に入ば 一一 汝らのために邑を設けて逃遁邑と爲し誤りて人を殺せる者をして其處に逃るべからしむべし

力民二七・二一 哥後一三・一 來 四・二一 二二・二三 ナ民二六・五五、三三 一七・三、四
 三申一七・六、一九 一〇・二八 レ創九六 五出二九・四五、四六 五四 書一七・三 ム利二五・一〇
 一五 太一八・二六 夕詩一〇六・三八 米 ソ利一八・二五 申 ネ民二六・二九 ラ民二七・一、七 書 ウ民二七・七

二八 せる罪あらじ 其は彼は祭司の長の死るまでその逃遁邑に居べき者なればなり祭司の長の死たる後はその人を
 殺せし者おのれの産業の地にかへることを得べし

二九 汝ら代々その住所において之を審判の法度とすべし 凡て人を殺せる者すなはち故殺人は證人の口にし
 三〇 汝ら死に當る故殺人の

三二 汝ら死に當る故殺人の
 三三 生命を贖はしむべからず必ずこれを殺すべし 汝ら死に當る故殺人の

三三 生命を贖はしむべからず必ずこれを殺すべし 汝ら死に當る故殺人の

三四 自己の地に歸り住しむる勿れ 汝らその居ところの地を汚すべからず血は地を汚すなり地の上に流せる血は

三四 自己の地に歸り住しむる勿れ 汝らその居ところの地を汚すべからず血は地を汚すなり地の上に流せる血は

三四 自己の地に歸り住しむる勿れ 汝らその居ところの地を汚すべからず血は地を汚すなり地の上に流せる血は

一 第三十六章 一 ヨセフの子等の族の中マナセの子マキルの子なるギレアデの子等の族の族長等進みよりてモーセ

二 の前とイスラエルの子孫の族長たる牧伯等の前に語り 言けるはイスラエルの子孫にその産業の

三 地を闢によりて與ふることをエホバわが主に命じたまへり吾主またわれらの兄弟ゼロペハデの産業をその女子等

三 地を闢によりて與ふることをエホバわが主に命じたまへり吾主またわれらの兄弟ゼロペハデの産業をその女子等

四 に與ふべしとエホバに命ぜられたまふ 彼らもしイスラエルの子孫の中他の支派の人々に嫁ぎなば彼らの産業

四 に與ふべしとエホバに命ぜられたまふ 彼らもしイスラエルの子孫の中他の支派の人々に嫁ぎなば彼らの産業

五 是れは我らの父祖の支派の産業の中より除去れん

五 是れは我らの父祖の支派の産業の中より除去れん

- 六 六 ゼロペハデの女子等の事につきてエホバの命じたまふところは是のごとし云く彼らはその心に適ふ者に嫁ぐべけれど惟その父祖の支派の家のみ嫁ぐべし 然せばイスラエルの子孫の産業この支派よりかの支派に移るこ
- 七 七 とあらしイスラエルの子孫はみな各箇その父祖の支派の産業に止まるべきなり イスラエルの子孫の支派の中
- 八 八 凡そ産業を有る女は皆おのれの父の支派の家に嫁ぐべし然せばイスラエルの子孫おのおのその父祖の産業を保つ
- 九 九 ことを得ん 産業をしてこの支派よりかの支派に移らしむべからずイスラエルの子孫の支派の者は皆おのおの
- 一〇 一〇 自己の産業にとどまるべし 是においてゼロペハデの女子等はエホバのモーセに命じたまへる如くせり 即ちゼロペハデの女子等
- 一一 一一 マアラ、テルザ、ホグラ、ミルカおよびノアはその父の兄弟の子等に嫁げり 彼らはヨセフの子マナセの子等の
- 一二 一二 家に嫁きたればその産業はその父の族の支派に止まれり 是等はエリコに對するヨルダンの邊なるモアブの平野においてエホバがモーセによりてイスラエルの子孫
- 一三 一三 に命じたまひし命令と律法なり

民數紀略をばり

イ民三六・一二
ロ王上二一・三
ハ代上二三・二二

ニ民二七・一
ホ民二六・三、三三・
五〇